

(7) 土師器環 第455図

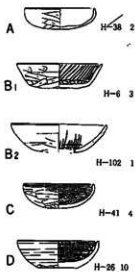
本遺跡において検出され、図示し得た土師器環は31個体ある。それらは、器形・調整・暗文等の属性をふまえたうえで、以下に形態分類される。

形態 A 底部は偏平な丸底を呈し、体部が弓なりに湾曲する器形。外面は口縁部を中心にヨコナデがなされた後、底部から口縁部近くまでヘラケズリがなされる。内面はヨコナデがなされる。ロクロ整形によらない。図示し得たのは4個体のみである。

形態 B 内面体部に放射条暗文が施こされ、見込み部にはラセン状暗文が施こされる。外面は、口縁部を中心にヨコナデがなされた後、体部に横位のヘラケズリがなされている。また、底部にも全面にヘラケズリがなされる。平底のもの(B₁)と偏平な丸底のもの(B₂)とに分類できる。図示し得なかったものも含め18個体が確認された。なお、本形態については後に詳述することになる。

形態 C 底部は偏平な丸底を呈し、体部が弓なりに湾曲する器形。内面は黒色研磨のなされるものと、単にヘラミガキのみがなされるものがある。外面は体部から底部にかけてヘラケズリがなされ、口縁部には若干のヘラミガキがなされる。ロクロ整形によらない。図示し得たのは4個体のみである。

形態 D 底部は平底を呈し、体部が外反する器形。ロクロ整形による。内面は黒色研磨がなされる場合が圧倒的に多いが、ヘラミガキのみの場合もみられる。外面体部はロクロヨコナデ痕を残したまま未調整である(ただし厳密には底部からのヘラケズリが体部最下位におよぶ場合がある)。底部はロクロからの切り離しの後、全面に手持ちヘラケズリのなされる場合がほとんどある。なお、回転糸切りのまま調整の底部が1例のみ認められている(H-20・6)。



第455図 土師器環分類図

(8) 土師器長胴甕 第456・457図

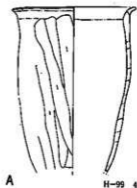
土師器長胴甕は、須恵器環とともに、当該期の土器組成中において最も普遍的な器種といえ、その土器様相を考えるうえにおいて欠かせないものである。

ここでは、次の4つの視点、すなわち①器形・②器厚・③調整・④胎土のあり方から形態分類

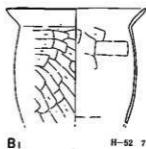
を行い、その変遷を追ってみることにする。

まず、形態は以下のように分類される。

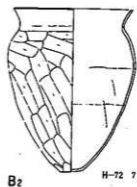
形態 A 長胴を呈し口縁部がゆるく外反する器形。肉厚で、最大径は口縁部にある。胴部外面においては、息の長いヘラケズリが下から上へ（口縁部近くまで）なされるのが特徴。胎土は以下の形態に比べ精選されない。図化できたのは3例のみである。



形態 B₁ 長胴を呈し口縁部が「く」の字状に外反する器形。肉薄で、最大径は口縁部にある。胴部外面においては、上位に横方向のヘラケズリ、中～下位に縦方向のヘラケズリがなされる。また、胴部内面にはヘラナデがなされている。口縁部はヨコナデによる。胎土は形態Aに比べ精選されている。図化した壺のうちの22例がこれに該当した。



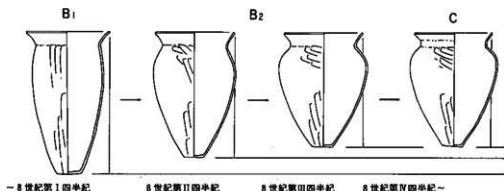
B₂ 長胴を呈し口縁部が「く」の字状に外反する器形。B₁と異なるのは、最大径が胴部上半にあることである。また、口縁部の外傾度はB₁に比べゆるくなり、立ち上がり気味となる。調整手法・胎土等はB₁と変わらない。図化したもののうち53例がこれに該当した。



形態 C 長胴を呈し口縁部が「コ」字状に外反する器形。肉薄で、最大径は胴部上半にある。胴部外面においては、上位に横方向のヘラケズリ、中～下位に縦方向のヘラケズリがなされる。胴部内面にはヘラナデがなされ、口縁部にはヨコナデがなされている。胎土は形態Aに比べ精選さ



第456図 土師器長胴壺分類図



第467図 土師器長胴甕器形変遷模式図

れている。16例がこれに該当した。

なお、ここでいう形態 B_2 はいわゆる「く」の字状口縁の「武藏型甕」、形態Cは「コ」の字状口縁の「武藏型甕」と同様なものである。近年、この種の甕は武藏地域のみならず、上野・下野そしてこの信濃地域の一部において認められており、広範囲にわたる分布のひろがり予想される。したがってこの種の甕について、「武藏」という地域的限定を伴った型式名が与えられるべきではなく、ここでもそのような名称を用いないことにする。

さて、本来であれば土器群全体の様相が把握され、その変遷が明らかにされて後、個々の器種の変化が語られるべきであろうが、ここでは後の説明の煩雑さを解消するため、後に捉えられる土器様相から見出すことのできる土師器長胴甕の変遷を追ってみることにする。

その変遷は以下に記す(第457図)。

- ① 土師器長胴甕の形態変遷は、相互に重なり合う部分をもちながらも、古いものからおおよそ形態 $A \rightarrow B_1 \rightarrow B_2 \rightarrow C$ の順で追える。
- ② 形態Aから B_1 へと移る過程においては、器種の肉薄化、胎土の精選化、ヘラケズリの調整方向の変化、口縁部の伸張化、口縁部の外傾化、胴部のふくらみが強まる、等の変化が認められる。胎土の精選化は肉薄の器厚への対応を示すものであろう。なお、形態Bの系譜を形態Aに求め得るかどうかは、微妙な問題でもある。
- ③ 形態 B_1 から B_2 へと移る過程においては、最大径が口縁部から胴部上半部へと移る、口縁の外傾化が弱まる、胴部から口縁部への変換点のシャープさがなくなる、胴部のふくらみが強まる等の変化が認められる。
- ④ 形態Cの系譜を B_2 に辿り得るものかどうかは微妙な問題でもあるが、 B_2 からCへと移る

過程においては口縁部の「コ」の字化が認められる。「コ」の字の屈曲は時期が下がるにつれてますます強まるようである。

- ⑤ 形態A→B₁→B₂へと移る過程においては、器高の短縮化がみられるようであるが、各形態において底部まで残る個体が少ないため言明できない。

(9) 土師器小形球胴甕 第458図

土師器小形胴甕と認識できるものは29個体ある。それらは、器形・器厚・胎土・調整等のあり方から以下に形態分類できる。

形態 A 口縁部は外反し、胴部は球状を呈し、底部平底を呈する器形。肉厚で、胴部外面には主として縦方向のヘラケズリがみられる。胎土は形態Bに比べ精選されない。10個体認められた。

形態 B 器形は形態Aと変わらないが、ロクロ整形によるもの。外面胴部下半には、須恵器の調整にみられる叩き目、内面胴部下半には青海波文がみられる。1例のみ認められた。

形態 C 口縁部は外反し、胴部球状を呈する肉薄な器形。胴部外面にはヘラケズリがなされ、胴部内面にはヘラナアがなされる。胎土は形態Aに比べ精選される。小形甕とはいえその大きさには大小2種が認められそうである。

18個体を該当させることができるが、このうち底部のないものの中には台付甕が含まれる可能性も残る。

(10) 土師器坑 第459図

土師器坑に分類される個体は、僅かに3点認められたにすぎない。本器種は一部土師器環と同様な器形を呈しており、区分が困難な面があるが、ここでは便宜的に口径5.9cm以上、器高7.1cm以上のものについて坑とした。



第458図 小形甕分類図



第459図 土師器坑

検出された埴は、いずれも内面黒色研磨がなされており、外面においてもヘラミガキが認められる。器形は、いずれも丸味をおびた底部をみせ、全体により半球状に近い器形をみせるものと(H-46・3、H-86・5)、やや扁平な器形をみせるもの(H-6・4)がみられた。

なお、これらは、佐波理器の模倣といわれている(西 1974)飛鳥Ⅱ・飛鳥Ⅲ段階の環A・環Cの器形に近似していることが注意される。

(11) 土師器その他の器種 第460図

これまで取り上げてきた以外の土師器器種についてふれておこう。

まず、高台付埴は、ロクロ整形により内面黒色研磨のなされたものが1点ある(H-37・9)。

高埴は3点認められたが、1点はロクロ整形によらないもので(H-22・1)、他の2点はロクロ整形によるものである(H-19・6、H-98・2)。ただしこの2点は、前述したような「環元焰焼成が不十分な須恵器」である可能性も残る。

特殊な器種としては、H-93・1の高台付高埴がある。本器種と同様な器形を示す例は、千葉県金市山田水呑遺跡第79号住居址(山田水呑遺跡調査団 1977)の須恵器にみられる。仏具等の模倣形態とも考えられようか。⁽¹⁾

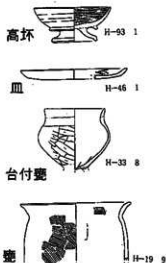
この他、皿が2点(H-46・1、H-86・6)、手捏土器1点(H-86・1)がみられた。台付甕は3点検出されたが(H-33・7・8、H-108・18)、いずれも器体の一部を欠いており全体を知り得なかった。

前述した以外の土師器甕では、口縁部が短く外反し胴部が直線的に下降するもので、刷毛目状調整がなされた甕もいくつかみられた(H-19・9・10、H-44・11)。H-1号住居址にみられた土師器大甕は、須恵器大甕の模倣によるものと考えられ注意される。

なお、検出された器種のうちでも、甗は認められなかった。

註

(1) 長野県史刊行会菅沢浩氏の御教示による。



第460図 土師器その他の器種

(12) 奈良・平安時代の土器様相とその編年的予察

さて、これまで、当該期土器についての器種分類および形態分類を行ってきた。殊にその中でも、須恵器坏についてはその構成様相を明らかにし、その構成様相が段階を追って変化することを明らかにした。

ここでは、構成様相の変化が、当該期をさらに画するうえでの重要な要件であると考え、須恵器坏の構成段階に対応する各器種・各形態の組み合わせを捉えてみたい。そしてその各段階毎の土器様相全体を明らかにし、編年を組み立ててみよう。

なお、本編年について「予察」としたのは、本遺跡群の広がりやさらに大きなものであり、現在継続中の調査の成果のいかんによって、細部の様相が修正される可能性をも孕んでいるからである。

I 各段階の土器様相 第168表

各段階毎の基本土器組成を明らかにするためには、住居址内における真の共伴遺物を抽出することが第一義であろう。この点において、いわゆる一括資料 (Fund) がまず有効なものとして見出されてくる。しかし、良好な一括資料が住居址において遺存する状況は稀であり、実際に我々が扱わなければならない遺物のほとんどは、遺構覆土中のものである。だが、覆土中の遺物の共伴性についても、統計学的方法で伴出頻度をみることによって検証でき、有効性を持たせることができる。

ここでは、山田水呑遺跡の報文において用いられたような共伴頻度表 (松村 1977) を作成し、各段階にみられる主要な土器器種をふるい出した。そこから窺えた各段階の土器様相について以下に記す。

第1段階 須恵器坏の構成様相1で代表される段階。

- ① 底部が丸味をおびた平底を呈し、回転ヘラキリのまま未調整の須恵器坏形態Aがその組成の主体をなす。
- ② 須恵器坏形態Bも土器組成中にみられる。
- ③ 須恵器高台付坏では、形態A・Cはみられるが法量の大きい形態Bはみられない。
- ④ 土師器坏では、ロクロ未使用・丸底・体内内湾気味の形態Aがある。
- ⑤ 須恵器蓋では、かえりを有する形態Aがみられ、形態B・Cもみられる。
- ⑥ 土師器長胴甕では、前時代の様相を色濃く残す、肉厚・長胴・縦方向ヘラケズリをみせる形態Aが残っている。
- ⑦ 土師器長胴甕で主体となるのは、肉厚・「く」の字状口縁の形態B₁である。その最大

径は口縁部にある。

- ⑧ 土師器小形球胴甕では、肉厚で縦方向のヘラケズリのみられる形態Aが特徴的に存在している。

第2段階 須恵器環の構成様相2で代表される段階

- ① 須恵器環形態Aでは、底部に全面手持ちヘラケズリがなされ、丸味を帯びた平底をみせるものが特徴的に見出せる。回転糸切り手法は認められない。
- ② 須恵器環ではこの他形態B・Cもみられる。
- ③ 須恵器高台付環は、形態Cが認められる。
- ④ 土師器環では、畿内型暗文の施こされる形態Bが特徴的に認められる。
- ⑤ 須恵器蓋では、環・皿状つまみでかえりを有さない形態Bがみられ、宝珠つまみの形態Bもみられる。
- ⑥ 土師器長胴甕では、形態Bの「く」の字状口縁ものが主体的にみられるが、そのなかにも口縁部に最大径があるB₁より、胴部上半に最大径があるB₂が圧倒的に多い。
- ⑦ 土師器小形球胴甕では、肉厚な形態Aも存在するが、肉薄な形態Cもみられる。

第3段階 須恵器環の構成様相3で代表される段階

- ① 須恵器環形態Aでは、回転糸切りの後周囲手持ちヘラケズリのなされるものが特徴的にみられる。また、切り離しの後、全面手持ちヘラケズリのなされるものも存在する。
- ② 須恵器環ではこの他形態Bがみられ、形態Cも存在するものと思われる。
- ③ 須恵器高台付環では、形態A・形態Cがみられる。
- ④ 土師器環は、ロクロ整形・平底・内面黒色研磨の形態Dがみられるようになる。
- ⑤ 須恵器蓋には、形態B・Cがみられる。
- ⑥ 土師器長度甕では、「く」の字状口縁で胴部上半に最大径のある形態B₁が主体を占める。
- ⑦ 土師器小形球胴甕では、肉厚な形態Aはみられなくなり、形態Bが主体的にみられるようになる。

第4段階 須恵器環の構成様相4に代表される段階

- ① 須恵器環では、回転糸切りのまま未調整のものがそのほとんどを占める。

第104表 時期別出土器種・形態数一覧表

形態 時期	須恵器 蓋			須恵器 高台付 環			土師器 環				土師器 長胴甕				土師器 小形球胴甕		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	D	A	B ₁	B ₂	C	A	B	C
IV	2	3	3	1	—	2	3	2	1	1	3	13	8	1	5	1	1
V	1	2	8	—	1	3	—	7	2	3	—	5	27	2	5	—	4
VI	2	3	2	3	2	1	—	1	0	2	—	3	9	1	1	—	6
VII	—	—	11	—	6	2	—	—	—	8	—	—	12	11	0	—	8

- ② 須恵器高台付環では、殊に形態Bが顕在化するようになる。
- ③ 土師器環では、ロクロ整形・底部平底・内面黒色研磨の形態Dの存在が顕在化し始める。
- ④ 土師器長胴甕では、「く」の字状口縁で胴部に最大径のある形態B₂も存在するが、「コ」の字状口縁の形態Cの存在が顕在化しつつある。
- ⑤ 土師器小形球胴甕は、肉薄の形態Cのみの存在に限られるようになる。

以上、当該期における4段階の土器様相について、その概要を列記してみたが、ここでいう「段階」とは、「時期」と言い換えることも可能である。ところで、前述したように、本遺跡においてはすでに古墳時代中期・後期において集落が形成されており、それらは第I期・II期・III期として位置付けられている。本第1段階は、その第III期（古墳時代後期中葉）より継続的に移行するものではないが、これを第IV期として位置付けておこう。したがって各段階は、次のような時期として編年される。

第IV期（第1段階）→第V期（第2段階）→第VI期（第3段階）→第VII期（第4段階）

2 当該編年と実年代

さて、当該編年における4時期について、実年代を想定し、本項を閉じることにしよう。

まず、実年代推定の直接的根拠となり得るのは、紀年銘をもつ木簡・漆塗文書・墨書土器等である。当然、本遺跡においてはこのような遺物は検出されておらず、また、近隣にも認められていない。一方、伴出古銭の鑄造年代は、共伴遺物の上限を押えることにおいてのみは有効といえる。古銭は、神功開宝（765）が南隣りの野火付遺跡、萬年通宝（760）・隆平永宝（796）・觀益神宝（859）が北隣りの十二遺跡の各住居址から検出されている。

実年代推定のための次の手だてとしては、採集期間の明確な竈址からの製品や、流通（使用）期間の限定される製品を遺物に見出すことである。例えば、南関東においてそうされているよう

に美濃朝倉窯の製品をもって年代を与えたり、飛鳥・平城地域で用いられた畿内産の土師器をもって年代を与える方法である。着用期間の限定される帯金具などをもって、ある程度の年代を与えることができよう。

最後の手段は、特定地域（例えば平城地域）の整然となされた編年と在地の編年との整合化を測り、その年代観を援用する方法である。そうした意味においては、与えられた年代は、実年代たり得ないともいえる。しかしこの問題は、タイムスケールを大きくもつことによって解消されよう。

以上の方法のいくつかを用いることによって、想定できた各期の実年代とは次のようである。

第Ⅳ期 8世紀第Ⅰ四半紀を中心とした年代を想定しておく。理由は以下による。

- ① 佐久市分の前田遺跡のH-1号住居址は、本Ⅳ期に位置付けられる住居址である¹⁾。このH-1号住居址からは、胴製の巡方1個が検出されている。阿部義平氏によれば、この巡方等の付される鈎帯は、707年～796年・807年～810年の間に限定して着用されたという（阿部 1976）。この使用期間に基づけば、伴出した土器群は少なくとも707年を測り得ないことになる。

したがって本期の年代の一点を707年以降におくことができる。

- ② 本期の土器群は、7世紀代の土器様相を一部にとどめている。例えば、須恵器壺の内面のかえりや、肉厚・息の長い縦方向のヘラケズリをみせる長胴壺形壺Aの存在がそれである。したがって8世紀代においてもその時期がさほど下り得るものではない。

第Ⅴ期 8世紀第Ⅱ四半紀を中心とした年代を想定しておく。その理由は以下による。

- ① 本期に特徴的な土師器環Bにみられる畿内系暗文は、体部1段放射状暗文+見込み部ラセン暗文である。このような暗文構成は、畿内においてはすでに平城宮Ⅲの段階で消失している。したがって、ここにみられる暗文土師器の展開は、平城宮Ⅲ（代表SK820=749年）以前とみるのが妥当といえる。

- ② 本期に顕在化する土師器環Bは、いわゆる盤状環といわれるものである。南武蔵において土師器盤状環が成立するのは、現在のところ8世紀第Ⅱ四半紀と考えられている（福田 1983、河野 1983）。ここにおいて想定した年代は、南武蔵の年代観とも矛盾するものではない。

- ③ 土器様相の連続性から、第Ⅳ期に後続し、第Ⅵ期に前出する年代が与えられるべきである。

第Ⅵ期 8世紀第Ⅲ四半紀を中心とした年代を想定しておく。

- ① 本期においては、回転糸切り手法が採用されるのが特色としてあげられるが、当該期編年研究の進んでいる南関東地方にあっても回転糸切り手法の登場は8世紀第Ⅲ四半紀

とされており（神奈川考古同人会 1983）その年代観と矛盾するものではない。

- ② 土器様相の連続性から、第V期に継続し第VII期に前出する年代が与えられるべきである。

第IV期 8世紀第IV四半紀から9世紀初頭にかけての年代を想定しておく。

- ① 本期の土器群に後続させることができるのは、野火付遺跡第II期の土器群である。野火付遺跡第II期の土器群は、9世紀前半に位置付けられるという猿投系のいわゆる灰胎灰釉を伴っている。灰釉陶器の示す実年代をさらに繰り上げて考えるべきであるという指摘もあるが（高島 1971）、野火付第II期の土器群は神功開宝（765）も伴っており、少なくとも765年を溯り得ないことも明らかである。そのような点からいって野火付第II期の土器群を9世紀前半におくことは、妥当であるといえる。

いずれにしても、野火付第II期に先行する本期は、9世紀前半未満の年代を与えることができる。

- ② 土器様相の連続性から、第VI期に後続する年代が与えられるべきである。

以上、奈良・平安時代の各時期の年代観を示してみた。各期は、四半世紀程度の存続期間を持つことが明らかになった。

この年代観を今後継続される銚師屋遺跡群の調査の成果によって検証し、さらに確かな年代観の確立を旨としてゆこう。

註

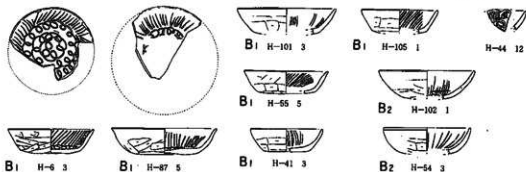
- (1) 佐久市分の前田遺跡H-1号住居址からは、第IV期の様相を示す、土師器坏形態A、土師器変形態B₁が検出されている。佐久市教育委員会の御厚意によって実見させていただいた。
 (2) 愛知県陶磁資料館赤羽一郎氏の御教示による。

(13) 畿内系暗文を有する土師器坏について 第461図

後述する本遺跡第V期（8世紀第II四半紀中心）に特徴的な、土師器坏形態Bには、体部に一段の放射状暗文、見込み部にラセン暗文が施されている。

ところで、土師器の器面に施される放射状暗文+ラセン暗文は、空間的には飛鳥・平城地域を中心とした畿内に認められ、時間的には7世紀から8世紀にかけてみられるものである。ここにおいて、かかる暗文は「畿内型」と認識される。

本遺跡の土師器坏にみられる特徴ある暗文は、この「畿内型」暗文の模倣と考えられる畿内系暗文である。なお、放射状暗文のみを取り上げてみたならば、在地においてもその系譜を辿り得ないものではないが、ここにラセン暗文が加えられるとその存在はいわば特殊なものとなり、畿



第46図 畿内系暗文を有する土器器坏

内との結びつきが想定できるようになる。

以下には、ここでみられた畿内系暗文を有する土器器坏の特徴等について記す。

- ① 畿内系暗文を有する土器は、本遺跡において16軒の住居址・2棟の掘立柱建物址から、19個体(小破片も1個体も含める)が検出されている。これが検出されたのは、H-6、H-21、H-23、H-41、H-44、H-46、H-48、H-54、H-70、H-88、H-101、H-102、H-103、H-104、H-105、H-113の各住居址と、F-53、F-72の各掘立柱建物址である。
 - ② 畿内系暗文を有する土器は、本遺跡第V期(8世紀第II四半紀中心)に特徴的にみられる。
 - ③ 体部の放射状暗文は、畿内のそれと比べると太くかつ疎である。また、見込み部のラセン暗文も太い。畿内のシャープな暗文に比べ、本暗文には全体的に稚拙な感を受ける。
 - ④ 畿内系暗文を有する土器の器形には、底部平底で体部との境に稜があるB₁と、底部丸底で体部との境に稜をもたないB₂がある。⁽²⁾⁽³⁾
- 殊に、畿内の坏A・坏Cにおいて、底部と体部との境に稜を持つB₁のような器形は知られていない。形態B₁はいわゆる盤状坏とよばれる坏の形態と一致するものであろう。
- ⑤ かかる土器の大きさには、大小の2種が認められそうである。ただし一定の法量分化をもつものかどうかは個体数が少なくてわからない。
 - ⑥ 本土器は、その中に畿内に認められない器形B₁がみられることや、暗文が稚拙であること、胎土があまり精選されないことなどから、おそらく畿内産ではないものと考えられる。
- 付欄における胎土分析の結果では、本土器の胎土は在地の領域(石附領域)内に入り、在地産の土器である可能性を示唆している。

註

(1) ここでいう畿内系暗文の概念は、西山氏のいわれる(西山 1984・1985)「畿内系暗文土器」

の概念とはやや異なる。本用語は、いわば氏のいわれる「在地暗文土器」の概念に近いものであろう。

また、林部氏は、「畿内産」という用語を用いて、畿内における暗文土器を他と画している(林部 1986)。

いずれにせよ、この種の土器についての系統だった用語の整理・統一が急務であろう。

- (2) 奈良県橿原考古学研究所において、石野博信・林部均氏の御配意により、飛鳥地域の檜前・上山遺跡(林部 1985)の土器を実見させていただき、本遺跡のものと比較してみた。
- (3) 佐久市若宮遺跡においても、体部に二段の放射状暗文・見込み部にラセン暗文の施れた坏が1点検出されている(小山 1985)。若宮例は暗文もシャープで、法量や胎土も畿内のものと近似している。この土地は、飛鳥ⅡもしくはⅢの坏AⅠに対比することができ、林部氏のいわれる「畿内産」土師器として捉えてよいものではなからうか。

4 奈良・平安時代の石器・鉄器について

(1) 石 鎌

本遺跡の奈良・平安時代の竪穴住居址5軒からは、黒曜石の石鎌4点とチャートの石鎌2点が検出されている。いずれもその出土状況は良好ではないので、住居址に伴うものかどうか判断し難かった。石鎌はいわゆる飛道具としての移動性が高いので、遺構内に混入する可能性は大である。ちなみに、『続日本後記』には石鎌が天から降ってきたとする記事がみえるので、当時の人々にとって石鎌は実用から離れた好奇の対象だったことも窺える。

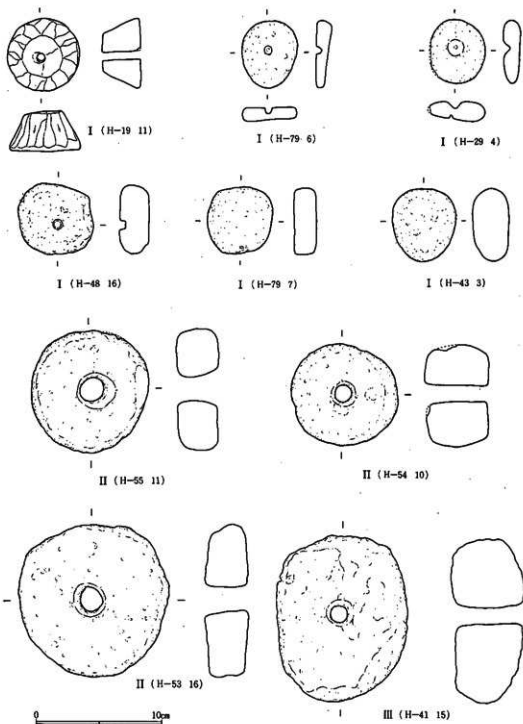
しかし一方では、石鎌=縄文時代の石器という安易な考えは避けるべきで、黒曜石やチャートの原産地に近い本遺跡にあって、貴重な鉄鎌にかわる石鎌が副次的に行われる狩猟に用いられていたとしてもさほど疑問はなからう。

(2) 紡錘車 第462・463図

奈良・平安時代の10軒の竪穴住居址からは、6点の紡錘車と5点の紡錘車未成品が検出されている。

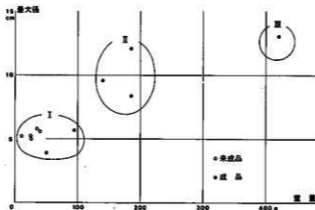
その材質をみてみると、1点が滑石製・1点が須恵器製で、残る9点は軽石製であった。殊に軽石が多用される傾向が窺えようが、それはカマドの構材と同様、軽石が在地において入手し易かったことと、加工が容易であったことに起因するものであろう。紡錘車における軽石の多用は鋤師屋遺跡群のひとつの特色であるといえる。なお、須恵器製の紡錘車は、北佐久群望月町の岩清水遺跡(望月町教育委員会 1986)においても検出されている。

さて、ここで、10点の紡錘車の大きさと重さについてみてみよう。その最大径と重量について



■ H-19の11は須恵器製、他はすべて輪石製

第462図 奈良・平安時代の紡錘車 (1:3)



第463図 紡錘車 最大径と重量のグラフ

は、第463図のグラフに示した。このグラフを見ると、その大きさと重さの分布がおおよそ3群に分かれることが理解される。すなわちⅠ・Ⅱ・Ⅲ群である。Ⅰ群は径が5cm程度で重量100g未満、Ⅱ群は径8～12cmで重量は100～200g、Ⅲ群は径13cm重量420gを測るものである。

ところで、佐原真氏によると(佐原 1979)「同じ纖維を重軽二種類の紡錘車で撚ってみると、重い紡錘車で撚ったものは撚りが粗く、軽い紡錘車で撚ったものは細かなものとなる。このように紡錘車の性質を考えるうえでその重さは重要な特徴となる。」との指摘がある。また、滝澤亮氏によれば(滝澤 1985)、石製紡錘車は麻糸系の紡錘に、鉄製紡錘車は絹糸系の紡錘に使用されたのではないかという推測がなされている。このようなことを合わせて考えると、本紡錘車における大きさ・重量の異なりは、紡がれる糸(麻糸?)の粗細を意味しているのではないかということに気づく。しかしそれにしてもⅢ群の紡錘車は、従来のものの度を超えて大きなものであることが注意される。

ちなみに、小県郡海野郷からの調の麻布が正倉院中に現存していることから、信濃における麻布生産の一端が窺え、紡錘車による紡糸の実際を想起させてくれる。

(3) 鉄器 第464図

本遺跡から検出された鉄器は、鎌3、刀子3、鎌1、燧鉄1、その他不明なものである。鋤鎌先等は検出されなかった。

鎌は、第IV期の第I区集落の2軒の竪穴住居(H-16、H-41)から各1点ずつ、第VII期・第I区集落のH-25号住居址より1点の計3点が検出されている。うち、H-16の1点は破損品で他の2点は完存品(ただし2点とも折損する)である。完存品は2点ともいわゆる曲刃鎌であった。ちなみに、鶴間正昭氏によれば、曲刃鎌は8世紀前半に出現し、それによって稲の根刈りが



第464図 奈良・平安時代の鉄器

第169表 遺跡毎における鉄製農具出土数

遺跡	堅穴数	掘立数	鋤鍬先	鎌
前田	104	87	0 [※]	3
山田水呑	143	52	1	5
村上	155	24	3	14
井頭	124	12	1	10
鷹尾	169	117	1	12
向原	184	161	1	10

※ ただし前田遺跡佐久市分においては1点出土している。

一般化したとされている(鶴間 1985)。さて、鉄製品は錆直しがきくものであり簡単に廃棄されるようなことは少ないという鬼頭氏の見解(鬼頭 1985)に基づけば、一概にその出土数を問題にすることは危険であるが、とりあえず当該期の堅穴住居址100軒以上が検出された集落とその数を対比すると、第169表のようになる。かつて原島礼二氏は、鉄製農具は6世紀以降には大家族のもとにまとめて私有され、国分期になって各堅穴単位に私有が移行したとされた(原島 1965)。一方で鬼頭氏は8世紀当時の集落ではどの堅穴住居においても鉄製農具が使用されていたとみている(鬼頭 前掲)。本遺跡における鎌の出土率が当時の鉄製農具所有のどのような状況を示すかは判断に苦しむ。しかしいずれにしても、その出土数以上に鉄器が存在したことはそれ以上に出土した砥石の存在からも裏付けられよう。

さて、鎌の他は、H-48号住居址からは鉄鎌が、H-20号住居址からは刀子が出土している。

H-108号住居址からは燧鉄が1点検出された。山口氏によれば燧鉄は日常品ではなく儀式具、祭器ではなかったかという(山口 1977)。本遺跡においても、燧鉄が出土したのはH-108のみであること、同じH-108からは特殊遺物である円面硯が出土していることなどから、その特殊性を考慮しておこう。

なお、鉄器生産に関しては、H-29号住居址からスラグが検出されていることなどをみると、本集落において簡易な製鉄はなされていたものとみて大過あるまい。

5 前田遺跡における遺構および集落の様相

これまで、前田遺跡における土器様相について言及し、それらがⅠ～Ⅷ期の8時期に時期区分でき得ることを明らかにした。また、Ⅰ期は5世紀第Ⅳ四半紀、Ⅱ期は6世紀初頭、Ⅲ期は6世紀末葉から7世紀前葉、Ⅳ期が8世紀第Ⅰ四半紀、Ⅴ期が8世紀第Ⅱ四半紀、Ⅵ期が8世紀第Ⅲ四半紀、Ⅶ期は8世紀第Ⅳ四半紀～9世紀初頭を中心に実年代がおさえられた。

それでは、各時期にいて遺構はどのようなあり方をみせ、また、その構造はどのように変化するのか。そして、各時期の遺構のまとまりである集落はいかなる様相をみせ、いかに変遷するのか、ここでは、それらの諸点についての考察を加えよう。

その手順として、まず竪穴住居址を取りあげ、火扱のあり方、規模、支柱穴のあり方の検討に主眼をおいて、その構造を捉えてみる。そして、その構造変化を追ってみよう。

次に、獨立柱建物址の構造についてふれ、その機能、所屬期について考えてみる。また、各期における竪穴住居址との組み合わせについてもふれなければならぬ。

最後に、遺構の総体としての集落、その様相についてふれ、集落の形成から消滅に至るまでの変遷を追ってみよう。

なお、同一遺跡である前田遺跡の佐久市分については、現在これと併行して整理が進められているため、その様相が明らかでない。したがって、集落全体の様相を追うには、かなりの制約を伴うのである。そうした事情もあって、ここでは佐久市分の前田遺跡の発掘調査成果の影響を、直接的に大きく被らない地区の集落を中心に取り上げてゆきたい。その集落とは、自然地形によって画される第Ⅰ区の集落、第Ⅱ区の集落、第Ⅲ区の集落である。

(1) 竪穴住居址

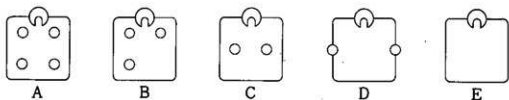
Ⅰ 竪穴住居址の構造とその変化

前田遺跡における各期の竪穴住居址の構造とその変化を追うために、全時期をとおしての住居址の構造の分類規準を示し、その規準にもとづいて各期の住居址の構造を分類、相互に比較検出してみることにする。

各期の竪穴住居址の構造

まず、竪穴住居址の構造の分類規準を示そう。

住居址の構造を考えるうえで、最初に問題となるのは火扱のあり方である。基本的には次の三



第465図 竪穴住居址における支柱穴のあり方

者がある。

- I 住居址内に炉を有するもの。
- II 住居址の壁中にカマドを有するもの。⁽¹⁾
- III 住居址内において炉・カマド等の火爨の認められないもの。⁽²⁾

次に、住居址の規模を問題としよう。

続いて、支柱穴のあり方を取り上げるが、基本的には次の6者が認められよう(第465図)。

- A 屋内に4個の支柱穴が規則的に配されるもの。
- B 屋内に3個の支柱穴が規則的に配されるもの。
- C 屋内に2個の支柱穴が対で配されるもの。
- D 壁中に2個の支柱穴が対で配されるもの。
- E 支柱穴のまったく認められないもの。
- F その他。

以上、火爨・規模・支柱穴のあり方3点が、まず住居址の基本構造を考えるうえで重要なポイントとなる。これに関連させて、付随するピットの有無、壁溝の有無、掘り込みの深さ等の属性を拾いあげ検討してみよう。

このような視点からの分類作業に基づいて、抽出された各期の住居址の構造とその構成を以下に列記しよう。

第I期 本期の住居址5軒について記す(第170表)。

- ① 炉を有する住居址(I)が3軒(H-61・H-62・H-65)みられ、炉の認められない住居址(III)が2軒存在した(H-60、H-71)。
- ② 炉は、住居の中央よりやや一方の壁寄りに設けられていた。
- ③ カマドを有する住居(II)は、本期には認められなかった。
- ④ 住居址の面積としては、(第466図)、4軒は約10~20㎡の間におさるものであるが、H-61のみは65㎡と他と掛け離れて大きなものであった。住居址の平均床面積は26.3㎡である。

第170表 第I期竪穴住居址一覧表

遺構	平 面 プ ラ ン					主軸方向	炉	ビット	備 考
	形 態	東西	南北	深	面積				
H-60	隅丸方形	4.7	4.8	0.15	18.7	N-19°-W	無	E	
H-61	隅丸方形	8.3	8.1	0.2	64.7	N-7°-W	有	A	
H-62	隅丸方形	4.7	3.8	0.15	15.3	N-23°-W	有	E	
H-65	隅丸方形	3.5	4.1	0.2	11.7	N-20°-W	有	E	
H-71	隅丸方形	4.9	5.2	0.25	21.3	N-18°-W	無	E	

単位m、㎡

- ⑤ 上記の約10~20㎡の面積を有する住居址4軒は、いずれも支柱穴の認められない(E)のものであった。一方、大形のH-61は四方のコーナーに支柱穴が配されていた(A)。

第II期 本期の住居址5軒について記す(第171表)。

- ① 炉を有する住居址(I)が1軒(H-77)、炉とカマドの双方を有する住居址が1軒(H-63)、カマドを有する住居址(II)が3軒(H-66、H-67、H-75)存在した。

カマドの登場と炉の消滅のという過渡的な様相が、これらの住居址の火扱のあり方から窺うことができる。

- ② 住居址の規模としては、約14㎡を測るやや小形のもが1軒(H-63)、20㎡前後を測るいわば中形の住居址が2軒(H-66、H-75)、35~40㎡を測る大形の住居址が2軒(H-67、H-77)認められた。

- ③ 住居址の平均床面積は、26.4㎡である。

- ④ 支柱穴は、大形の2軒(H-67、H-77)と小形の1軒(H-63)には認められなかった。(E)。一方、中形の2軒では(H-66、H-75)4本の支柱穴が認められた。双方の住居址の柱穴は、いずれも径の小さいものであった。

第III期 該当する1軒の住居址(H-84)について記す。(第172表)。

- ① H-84は、カマドを有する住居址(II)であった。
 ② 面積は、13.1㎡を測った。
 ③ 支柱穴は、まったく認められなかった。

第IV期 該当する24軒の住居址について記す(第173表)。

- ① カマドが確認されたのは、24軒中22軒であったが、残りの2軒もカマドを有していた

第171表 第II期竪穴住居址一覧表

遺構	平面プラン						主軸方向	カマド・炉	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積					
H-63	隅丸方形	4.25	3.85	0.2	13.5		N-28°-W	有・有	E	カマドと炉の双方を有する。
H-66	隅丸方形	5.2	5.15	0.5	22.2		N-17°-W	有・無	A	
H-67	隅丸方形	6.6	5.95	0.3	35.0		N-7°-E	有・無	E	
H-75	隅丸方形	5.2	4.75	0.3	19.8		N-17°-W	有・無	A	
H-77	隅丸方形	7.0	6.6	0.2	41.6		N-7°-W	無・有	E	

単位m、㎡

第172表 第III期竪穴住居址一覧表

遺構	平面プラン						主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積					
H-84	隅丸方形	4.4	3.5	0.3	13.1		N-45°-W	北壁中央	E	

単位m、㎡

ものと思われる。したがって、本期の住居址のすべてがカマドを有していることになる。

② 住居址の規模としては、7~12㎡の間の小形ものが6軒、14~20㎡の中形ものが11軒、24~29㎡の大形なものが6軒、36㎡を測る大形住居が1軒認められた(第466図)。

③ 住居址の平均床面積は18.8㎡である。

④ 主柱穴が4つ認められるAは17軒、主柱穴が3つ認められるBは1軒、主柱穴が室内に2つ認められるCは1軒、壁中に2つ認められるDは1軒、主柱穴の認められないEが4軒あった。

②で述べた大形住居はすべてAで、Eは小形住居に限られていることも捉えられた。

⑤ ②で述べた大形住居・Aには、壁溝が全周し、カマドと対峙する南壁際中央に1・2個のピットを有するものが特徴的に認められた。これは4軒ある。

⑥ 各住居址の最深部の数値を用いた本期の住居址の深度の平均値は34cmである。

第V期 該当する23軒の住居址について記す(第174表)。

① 本期の住居址は、重複によってカマドの存在が確認されなかった1軒を除き、すべてカマドを有していた。

② 住居址の規模としては(第466図)、7~12㎡の小形なものが5軒、15~20㎡の中形の

第173表 第IV期竪穴住居址一覧表(その1)

遺 構	平 面 プ ラ ン					主軸方向	カマド	ピット	備 考
	形 態	東西	南北	深	面積				
H-1	隅丸方形	3.8	3.8	0.3	11.7	N-13°-W	北壁中央	E	
H-9	隅丸方形	4.0	3.35	0.6	9.8	N-14°-W	北壁中央	E	
H-11	隅丸方形	4.0	4.9	0.35	20.1	N-23°-W	北壁中央	A	
H-16	隅丸方形	5.3	5.03	0.2	24.3	N-14°-W	北壁中央	A	
H-19	隅丸方形	5.45	5.75	0.5	24.7	N-5°-W	北壁中央	A	
H-22	隅丸方形	4.5	4.6	0.45	18	N-22°-W	北壁中央	A	
H-29	隅丸方形	4.35	4.3	0.3	15.5	N-3°-W	北壁中央	A	
H-38	隅丸方形	4.7	4.4	0.4	16.1	N-13°-W	北壁中央	B	
H-39	隅丸方形	4.6	4.85	0.3	19.9	N-24°-W	北壁中央	A	
H-41	隅丸方形	5.5	5.8	0.4	29.1	N-13°-W	北壁中央	A	
H-42	隅丸方形	4.5	4.4	0.3	16.7	N-2°-W	北壁中央	D	
H-52	隅丸方形	6.55	6.15	0.3	36.7	N-3°-W	北壁中央	A	
H-86	隅丸方形	4.75	4.9	0.45	7.3	N-25°-W	北壁中央	A	
H-94	隅丸方形	4.7	4.9	0.12	20.5	N-11°-W	北壁中央	A	
H-97	隅丸方形	3.95	5.0	0.2	15.2	N-36°-W	北壁中央	A	
H-98	隅丸方形	4.8	4.7	0.2	17.6	N-39°-W	北壁中央	C	
H-99	隅丸方形	5.4	5.4	0.25	26.4	N-25°-W	北壁中央	A	
H-100	隅丸方形	3.2	3.4	0.02	10.8	N-27°-W	北壁中央	E	

単位 m、㎡

第173表 第Ⅳ期竪穴住居址一覧表〈その2〉

遺構	平面プラン					主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積				
H-101	隅丸方形	4.0	3.5	0.2	12.5	N-22°-W	北壁中央	A	
H-107	隅丸方形	5.0	4.65	0.2	19.1	N-6°-W	北壁中央	A	
H-109	隅丸方形	4.0	3.2	0.3	10.8	N-12°-W	—	E	
H-110	隅丸方形	4.4	4.6	0.6	14.9	N-5°-W	北壁中央	A	
H-111	隅丸方形	5.8	5.5	0.4	28.4	N-9°-E	北壁中央	A	
H-114	隅丸方形	5.2	5.4	0.4	25.0	N-0°-W	—	A	

単位 m, m²

ものが10軒、22~28m²の大形なものが7軒、35m²を測る大形住居が1軒認められた。

- ③ 住居址の平均床面積は19.0m²である。
 ④ 主柱穴が4つ認められるAは17軒、3つ認められるBは1軒、2つのCは1軒、まったく認められないEが4軒あった。

C・Eは、②で述べた小形住居に限られることも捉えられる。

- ⑤ 壁溝の認められる住居址は2軒のみで、②でいう大形と最大の各1軒ずつであった。
 ⑥ カマドと対峙する南壁際中央に、ピットを1個有する住居址が4軒認められた。
 ⑦ 各住居址の最深部の数値を用いた本期の住居址の深度の平均値は30cmである。

第Ⅵ期 該当する15軒の住居址について記す(第175表)。

- ① 本期の住居址では、14軒がカマドを有し、小形の1軒のみがカマドを持たなかった。
 ② 住居址の規模としては、7~13m²の小形のもものが6軒、17~20m²の中形のもものが6軒、23m²の大形のもものが2軒、33m²を測る大形のもものが1軒認められた。

- ③ 住居址の平均床面積は、16.7m²である。
 ④ 主柱穴が4つ認められるAは9軒、3つ認められるBは1軒、主柱穴の認められないEは5軒あった。

Aは②でいう中・大形住居に、Eは小形住居に限られることが捉えられる。

- ⑤ 壁溝の認められる住居址は2軒あるが、1軒は最大の面積をみせる住居であり、もう1軒は中形のものであった。
 ⑥ カマドのある北壁中に2個のピット(柱穴)を有する住居址が2軒存在した。

第174表 第V期壁穴住居址一覽表 (その1)

遺 構	平 面 プ ラ ン					主軸方向	カマド	ピット	備 考
	形 態	東西	南北	深	面積				
H-6	隅丸方形	4.1	3.7	0.2	12.5	N-7°-W	北壁中央	C	
H-10	隅丸方形	4.8	4.9	0.1	20.2	N-12°-W	北壁中央	A	
H-14	隅丸方形	5.7	5.88	0.2	28.6	N-14°-W	北壁中央	A	
H-21	隅丸方形	4.35	4.4	0.3	16.2	N-17°-W	北壁中央	A	
H-32	隅丸方形	5.25	5.6	0.15	25.3	N-22°-W	北壁中央	A	
H-37	隅丸方形	5.3	5.15	0.3	24.1	N-6°-W	北壁中央	A	
H-45	隅丸方形	4.8	4.85	0.4	18.2	N-12°-W	北壁中央	A	
H-47	隅丸方形	4.05	4.25	0.1	15.7	N-15°-W	北壁中央	A	
H-48	隅丸方形	5.65	5.7	0.3	27.8	N-7°-W	北壁中央	A	
H-53	隅丸方形	6.1	4.9	0.4	25.4	N-8°-W	北壁中央	A	
H-54	隅丸方形	4.7	4.7	0.25	18.8	N-4°-W	北壁中央	A	
H-78	隅丸方形	4.4	3.8	0.2	15.5	N-10°-W	北壁中央	A	
H-80	隅丸方形	5.0	5.1	0.4	22.9	N-14°-W	北壁中央	A	
H-81	隅丸方形	4.3	4.4	0.5	14.6	N-10°-W	北壁中央	A	
H-87	隅丸方形	5.2	5.3	0.5	24.3	N-28°-W	北壁中央	A	
H-88	隅丸方形	3.6	2.8	0.3	7.7	N-20°-W	北壁中央	E	
H-90	隅丸方形	4.1	3.1	0.4	9.4	N-8°-W	—	E	
H-102	隅丸方形	4.5	4.6	0.2	17.1	N-3°-W	北壁中央	A	

単位 m、㎡

第17表 第V期竪穴住居址一覧表〈その2〉

遺構	平面プラン					主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積				
H-103	隅丸方形	4.9	4.9	0.4	19.5	N-3°-E	北壁中央	A	
H-104	隅丸方形	4.6	4.35	0.15	17.8	N-2°-W	北壁中央	A	
H-105	隅丸方形	4.0	3.6	0.2	11.2	N-0°-W	北壁中央	E	
H-112	隅丸方形	3.5	3.3	0.7	8.8	N-5°-W	北壁中央	E	
H-113	隅丸方形	6.3	6.8	0.35	35.8	N-0°-W	北壁中央	B	

単位 m、㎡

第18表 第VI期竪穴住居址一覧表〈その1〉

遺構	平面プラン					主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積				
H-23	隅丸方形	4.4	4.85	0.25	18.0	N-11°-W	北壁中央	A	
H-28	隅丸方形	4.95	5.0	0.3	20.1	N-7°-W	北壁中央	A	
H-36	隅丸方形	3.4	3.1	0.2	8.9	N-8°-W	北壁中央	E	
H-43	隅丸方形	4.8	4.7	0.25	18.6	N-8°-W	北壁中央	A	
H-44	隅丸方形	4.8	4.3	0.45	18.0	N-5°-W	北壁中央	A	
H-46	隅丸方形	4.0	3.9	0.5	13.2	N-9°-W	北壁中央	B	
H-49	隅丸方形	5.3	5.2	0.4	23.9	N-4°-W	北壁中央	A	
H-55	隅丸方形	6.2	6.5	0.35	33.3	N-4°-W	北壁中央	A	
H-117	隅丸方形	3.3	2.8	0.5	7.6	N-8°-W	北壁中央	E	
H-64	隅丸方形	3.3	3.05	0.4	8.4	N-13°-W	北壁中央	E	
H-68	隅丸方形	3.7	3.3	0.2	10.9	N-13°-W	無	E	

単位 m、㎡

第175表 第VI期竪穴住居址一覧表(その2)

遺構	平面プラン					主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積				
H-69	隅丸方形	4.35	4.8	0.2	17.9	N-9°-W	北壁中央	A	
H-72	隅丸方形	3.2	3.1	0.5	7.9	N-8°-W	北壁中央	E	
H-79	隅丸方形	5.4	5.1	0.3	23.8	N-18°-W	北壁中央	A	
H-93	隅丸方形	4.5	4.9	0.2	20.5	N-6°-W	北壁中央	A	

単位 m、㎡

また、カマドと対峙する南壁際中央にピットをもつ例が1軒あった。

- ⑦ 各住居址の最深部の数値を用いた本期の住居址の深度の平均値は33cmである。

第VII期 該当する39軒の住居址について記す(第176表)。

- ① 本期の住居址は、カマドを有するものが35軒、次に述べる小形の住居址でカマドを有さないものが2軒、その存在が不明なものは2軒あった。
- ② 住居址の規模としては、3～4㎡の最小のものが4軒、7～13㎡の小形住居址が24軒、16～19㎡の中形住居址が7軒、28㎡の大形住居址が1軒認められた。
- ③ 本期の住居址の平均床面積は11.8㎡である。
- ④ 支柱穴の4つ認められるAは5軒、3つのBが1軒、2つのCが4軒、壁中に2つの支柱穴が認められるDが10軒、支柱穴の認められないEが15軒、屋内に2個壁中に2個認められる例Fが1軒あった。
- ⑤ 壁溝の認められる住居址は3軒あった。
- ⑥ 各住居址の最深部の数値による本期の住居址の深度の平均値は19cmである。

第VIII期 該当するのは2軒の住居址である。

- ① 2軒とも炉を有する住居址であった。
- ② 2軒とも面積は20㎡前後を測った。
- ③ 一方(H-73)は支柱穴の2つ認められるC、もう一方は支柱穴の認められないEであった(H-74)。
- ④ 双方とも周溝は認められず、壁高は10cm程度を測った。

竪穴住居址の構造変化 第466・467図

以上、各期の竪穴住居址の構造の諸類型を捉えてみた。

ここでは、本遺跡において継続して営まれる集落のなかで、住居址の構造がどのように変化する

第176表 第VII期竪穴住居一覧表〈その1〉

遺構	平面プラン					主軸方向	カマド	ピット	備考
	形態	東西	南北	深	面積				
H-2	隅丸方形	4.0	3.5	0.15	11.9	N-5°-W	北壁中央	D	
H-3	隅丸方形	5.5	6.1	0.1	28.1	N-14°-W	北壁中央	A	
H-4	隅丸方形	3.65	3.25	0.1	9.9	N-16°-W	北壁中央	D	
H-5	隅丸方形	3.8	3.4	0.1	10.5	N-10°-W	北壁中央	D	
H-7	隅丸方形	4.35	4.2	0.2	16.2	N-6°-W	北壁中央	C・D	
H-8	隅丸方形	3.9	3.5	0.1	12.7	N-2°-W	北壁中央	E	
H-12	隅丸方形	3.65	3.4	—	10.7	N-10°-W	北壁中央	E	
H-13	隅丸方形	3.5	3.4	0.1	10.3	N-14°-W	北壁中央	D	
H-15	隅丸方形	3.9	3.7	0.05	12.9	N-3°-W	無	E	
H-17	隅丸方形	4.7	4.7	0.1	18.9	N-19°-W	北壁中央	E	
H-20	隅丸方形	3.8	4.1	0.15	13.0	N-10°-W	北壁中央	E	
H-24	隅丸方形	3.6	3.28	0.2	10.0	N-2°-W	北壁中央	D	
H-25	隅丸方形	3.5	3.0	0.25	8.5	N-14°-W	北壁中央	E	
H-26	隅丸方形	4.35	3.7	0.25	13.1	N-10°-W	北壁中央	D	
H-27	隅丸方形	2.9	3.7	0.1	9.6	N-16°-W	北壁中央	D	
H-30	隅丸方形	3.33	3.6	0.1	10.7	N-13°-W	北壁中央	D	
H-31	隅丸方形	3.65	3.4	0.05	10.8	N-17°-W	北壁中央	D	
H-33	隅丸方形	4.25	3.5	0.15	11.9	N-19°-W	北壁中央	C	

単位 m、㎡

第178表 第VII期竪穴住居址一覧表 (その2)

遺 構	平 面 プ ラ ン					主軸方向	カマド	ピット	備 考
	形 態	東西	南北	深	面積				
H-34	隅丸方形	2.85	2.92	0.1	7.2	N-14°-W	無	E	
H-35	—	—	—	—	—	—	—	E	
H-40	隅丸方形	2.35	2.4	0.15	4.7	N-70°-E	東壁中央	E	
H-50	隅丸方形	(2.8)	3.9	0.25	—	N-7°-W	—	E	
H-51	隅丸方形	(2.1)	3.7	0.15	—	N-7°-W	北壁中央	E	
H-57	隅丸方形	4.7	5.1	0.2	19.4	N-0°-W	北壁中央	C	
H-58	隅丸方形	4.75	4.6	0.45	17.5	N-0°-W	北壁中央	A	
H-59	隅丸方形	3.6	3.7	0.4	18.7	N-2°-W	北壁中央	B	
H-70	隅丸方形	3.45	3.7	0.15	11.0	N-9°-W	北壁中央	C	
H-76	隅丸方形	3.87	3.15	0.2	10.7	N-11°-W	北壁中央	C	
H-82	隅丸方形	3.5	2.93	0.05	9.0	N-18°-W	—	E	
H-83	隅丸方形	3.8	4.1	0.2	11.9	N-82°-E	東壁中央	E	
H-85	隅丸方形	2.9	2.9	0.25	7.3	N-19°-W	北壁中央	E	
H-89	隅丸方形	4.8	4.55	0.4	18.5	N-15°-E	北壁中央	A	
H-91	隅丸方形	3.6	3.15	0.5	8.3	N-17°-W	北壁中央	D	
H-92	隅丸方形	2.8	2.4	0.3	4.2	N-15°-E	無	E	
H-95	隅丸方形	3.1	3.2	0.3	8.3	N-20°-W	無	E	
H-106	隅丸方形	3.3	3.2	0.2	5.4	N-0°-W	北壁中央	E	

単位 m、㎡

第176表 第VII期竪穴住居址一覧表(その3)

遺構	平 面 プ ラ ン					主軸方向	カマド	ピット	備 考
	形 態	東西	南北	深	面積				
H-116	隅丸方形	2.4	2.1	0.2	3.8	N-19°-W	無	E	
H-108	隅丸方形	4.9	5.3	0.6	19.2	N-7°-W	北壁中央	A	
H-115	隅丸方形	3.2	4.0	0.1	10.8	N-5°-W	北壁中央	E	

単位 m, m²

るかを追ってみる。したがって、第I期→第II期と、第IV期→第V期→第VI期→第VII期という集落変遷のなかの竪穴住居構造の変化を、中心に取り上げることになる。

◎第I期→第II期

古墳時代中期後半にあたる第I期から第II期の住居址の構造変化とは以下のようである。

- ① 第I期から第II期へと移行するなかで、最も大きな住居址の構造変化とは、カマドの登場と炉の消滅である。第II期の住居址中には、カマドと炉の双方を有する住居址も認められ、過渡的な様相も窺えた。
- ② 第I期・第II期ともに住居址の平均床面積は変わらず、26m²を測った。
- ③ 第I期・第II期を通じての住居址の主柱穴のあり方には、主柱穴4つのみられるAか主柱穴のみられないEの二者が認められたのみであった。殊に、主柱穴のみられないEの存在は特徴的で、大形の住居址においてもこれに該当するものもあった。

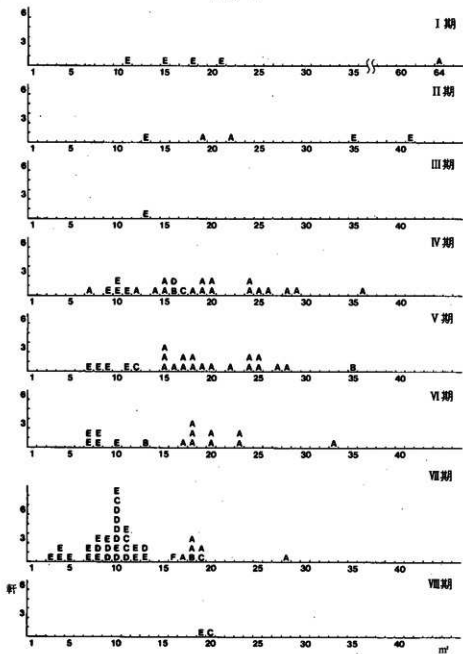
◎第IV期→第V期→第VI期→第VII期

8～9世紀初頭・奈良時代から平安時代初頭にあたる第IV期から第VII期にかけての住居址の構造変化とは以下のようである。

- ① まず、各期を通じて、カマドが普遍的に認められることがいえる。
- ② 一方、第VI期・第VII期では、カマドを有さない小形の住居址も僅かに認められる。
- ③ 住居址の平均床面積は、第IV期から第V期では19m²程度と変わらないが、第VI期で16m²とやや減少し、第VII期においては11m²と前2期に比べ半減することが捉えられる。
ちなみに、第I・II期の平均面積の数値とくらべると、第IV期～第VII期の平均床面積の数値が小さいことも窺える。
- ④ ③で述べた平均床面積の減少は、大・中・小の規模の住居址の増減に影響されているといえそうである。第466図の時期毎の住居址の面積の分布をみてみよう。

第IV期から第V期にかけては、最大・大形・中形・小形の住居址の構成比は1:3:

V 期 概

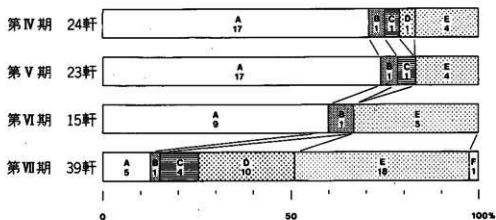


第466図 各期毎の竪穴住居址形態別面積分布

4 : 2で、ほぼ変わらない。

第VI期になると大形の住居址は激減し、中形の住居址も減少する。

第VII期では、大形の住居址がほぼ消滅し、小形の住居址が激増する。また極小の住



第467図 奈良・平安時代時期別住居形態構成比 ■数字は住居社の軒数

居址もみられる。殊にこの時期の小形住居址の急増は、他の時期とは一線を画した顕著な様相変化であるといえる。

- ⑤ 主柱穴の個数は、後にも述べるように住居の大きさと対応するものである。

すなわち、大・中形においては4個の主柱穴を有するもの(A)がほとんどで、小形においては2個(C・D)もしくは無柱穴(E)のものがほとんどである。

④でみた住居址の規模の変化に伴って、主柱穴のあり方の変化が追える(第467図)。

第Ⅳ期から第Ⅵ期では、大・中形の4本柱穴(A)の住居址が優位にあるが、無柱穴のEも一定して認められる。

第Ⅶ期では、小形の住居址の増加に伴い、2本柱穴のC・壁中2本柱穴のD・無柱穴のEの住居址が増大する。この中で、Dは、前3期にはほとんど認められなかった柱穴の配置をみせるもので、本期に顕在化するタイプといえる。

- ⑥ 壁溝や、カマドに対峙する南壁際中央にみられるビットも、大形の住居址によく付属するものである。小形の住居址が増加するにつれ、こうしたものもみられなくなってくる傾向が窺える。
- ⑦ 住居址の深度の平均値は第Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ期を通じてはほぼ変わらないが、第Ⅶ期において減少することが窺える。つまり、第Ⅶ期には浅い住居址が増加する傾向があるといえる。住居址の深度は住居址の規模とも比例するようであり、そうした意味においては小形の住居址の急増は、浅いものの増加と無関係であるまい。

注

- (1) 炉とカマドの両方が認められる住居が1例あるが(第Ⅱ区H-63号住居址)、これについて

はカマドに主体性があるものと解し、IIの範疇に含めた。

- (2) 火爨は、一般に消費生活の単位を示すものとされ、その存在が、住居址を住居址たらしめている由縁であろう。しかし、それがたして真実なのであろうか。火爨をもつ竪穴状遺構はすべて住居址なのか。また、火爨をもたないものは住居址ではないのか。

実際、本道跡にあってはカマドをもつ竪穴状遺構でも、居住のひとつの条件である就寝が不可能かと思われるくらい小さなものが存在している。このようなものについては釜屋等としての機能しか想定しえないのではなからうか(ただし、その上屋構造が著しく拡大していた場合は別である)。また逆に、火爨をもたない例でも別に釜屋があるとすれば居住の他の条件(就寝等)は満たせることになる。そのような問題もあって、火爨の有無が居住施設かどうかの最終判断の規準とはなり得ないことがわかる。

ここでは、かかる遺構について学史的な背景をもつ竪穴住居址という名称を用いたが、その一部は「居住施設」と必ずしも同義語とはならない可能性も残る。

- (3) ここでは第IV期から第VII期の住居址の面積分布の偏りによって大・中・小の規模の規準を設けた。

最大は30㎡以上のもの、大は29カマド-22㎡、中が21-14㎡、小は13-7㎡、極小は6㎡以下となった。

- (4) 時期の異なる住居址について、確認面からの深度は一概に比較できるものではないとの反論もあろう。なぜなら、各期の生活面が当然異なる可能性もあるからである。生活面(地表)は時期を違って徐々に高くなるものとみるのが妥当であろう。それならば、確認面からの住居址の深度は時期を違って徐々に浅くなる傾向も認められなければならないまい。しかしここでは、そのような段階的な浅化の傾向は認められず、むしろ第VII期に入っただけの急な浅化の傾向が認められるといえた。よってその傾向は、生活面の異なりに還元されるものではないことがわかる。

2 竪穴住居址の構造

ここでは、本道跡の竪穴住居址の上屋構造、カマドの構築、住居内の空間利用、竪穴住居址の機能等について考えてみる。

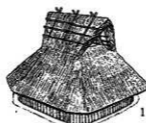
竪穴住居址の上屋構造

まず、第I・II期の住居址の主柱穴のあり方としては、4本柱穴のAと無柱穴のEの二者が認められたのみであった。このなかで、35-40㎡を測る大形住居址の2軒も無柱穴であったことは注意される。しかし、これらについては、面積からいって主柱をもたない上屋構造を想定するには無理があり、柱穴が穿たれないまでも何らかの工法で主柱が立てられていたものと考えておきたい。

さて、次に奈良・平安時代(第IV期~第VII期)の住居址についてみる。

先にも述べたように、主柱穴の数は住居址の大きさに対応している。すなわち、大・中形においては4個の主柱穴を有するもの(A)がほとんどで、小形においては2個(C・D)もしくは無柱穴(E)のものがほとんどであった。

それでは、こういった支柱穴のあり方について、どのような上屋構造を想定でき得るのであろうか。まず、支柱穴が4個認められるAについては、当該期の一般的な工法といわれる小屋組みによる上屋構造(第468図1)を想定しておこう。また、無柱穴の小形住居址は、主柱をもたず合掌と垂木だけで竪穴を覆う構造(宮本 1986)が想定できよう。一方、Dは壁中に対になる2個の柱穴が穿たれたものであるが、この柱穴が斜めに開いている場合が多く認められ



竪穴住居址Aの小屋組み
(鬼頭 1985)より



竪穴住居址Dの構造

第468図 竪穴住居址の上屋構造の推定

た。このことから、主柱はいわば垂木的に傾斜されて埋め込まれ、上位で交又させられて組まれたことが想定できる(第468図2)。これは、構造的には無主柱のものに近いものとみなせよう。

小形の住居址内において主柱が認められないのは、構造上の必要性が薄いことに起因しようが、一方住居内の空間の有効利用にもつながったものと思われる。

ところで、当該期の小形住居址について、竪穴部分はいわば土間であり平地部分に広間が存在したとする考え(笹森 1978、高橋 1979)もある。そこでは、その上屋構造も竪穴部分よりさらに大きくなると考えられている。興味深い見解ではあるが、現在のところ根拠に乏しく、説得力のないものといえる。

さて、本期の大形住居址には、壁溝の認められるものがいくつかあった。壁溝は、壁の土どめのための板を埋めた痕跡であるともされている(工楽 1977、鬼頭 1986)ものである。

最後になったが、H-32号住居址の4つの支柱穴のうちの1つより、主柱が検出されているのでふれておく。検出された主柱は残存径15cmを測るもので、バリノサーヴェイ機により「クリ」材と同定された(付編参照)。クリ材は、加工はやや困難であるものの強度・耐朽性にすぐれているため住居主柱には適した材といえそうである。本遺跡の近隣・八風山麓には、現在でも自生のクリが多く認められる。おそらく当時であっても、入手容易な材であり、多用されたと思われる。

竪穴住居址の機能

竪穴住居址とは、本来的には居住機能を有する遺構について冠せられなければならない名称であろう。居住とは、基本的には食・寝や作業を伴う屋内での生活とでも言い得ようか。

本遺跡において、竪穴住居址としたものほとんどは、居住施設としてよいものと考えられる

が、そのごく一部は居住行為のすべてを伴う施設ではないものと思われる。そのごく一部とは奈良・平安時代第VI期～VII期のカマドを有する小形の住居址のいくつかと、カマドを有さない小形の住居址である。

まず、カマドを有する住居址で、その床面積が6㎡未満のものが2軒認められた(H-40、H-106)。このうちH-40は、2.4×2.4mで床面積4.7㎡を測る非常に小形なものであった。1.5坪弱の空間の中で、食・寝を伴う日常生活が可能であったとは考え難い、ましてやそこに家族何人かの居住を想定することは不可能に近いといえるのではなからうか。その竪穴にかかる上屋構造が前述した見解(笹森 1978他)のように平地部分の広間を取り入れた大きなものであったと考えた場合には、人々の居住はうなずけるかもしれない。しかし、それについて十分な根拠がしめされていない現在では、この見解には納得できない。

そこで浮かび上がるのが、この遺構が釜屋として機能していたのではないかという考えである。後述する掘立柱建物址のいずれかが主屋で、こちらは付属する釜屋ではなかったかということである。これについては、かかる遺構と掘立柱建物址との結びつきが検証されたうえで、成り立ちうる仮説といえる。ちなみに伊丹氏も、相模国の掘立柱建物址を検討するなかで、掘立柱建物址が母屋で竪穴住居址は釜屋ではなかったかと推論されている(伊丹 1985)。

いずれにしても、カマドを有する小形竪穴遺構の一部が釜屋である可能性も、今後考えてゆかねばならない問題であろう。

さて、次に、カマドをもたないものについて、みてみよう。

カマドを有さない住居址は、3軒認められたが(H-68、H-95、H-116)、いずれも4～11㎡を測る小形の住居址であった。これらがカマドを有さないことにおいては、まず居住施設ではない可能性(倉庫等)が浮かび上がろうし、食・寝・作業のうちの食の部分の欠落する施設であったことも想定し得るのである。

ところで、著名な山上憶良の貧窮問答歌には東国農民の暮らしぶりが歌われており「……楚取五十戸里長我許惠波 寝屋度麻呂 米立呼比奴……」とある。ここにおいて寝屋戸という施設が存在することが窺え、生活施設が分割して機能していた場合があることも想定できる。

本遺跡にみられるカマドを有さない遺構が、寝室であったとは言わないまでも、何らかの生活施設であったとすることには過ちはあるまい。

今後は、竪穴住居址について、すべて居住施設として片付けてしまうのではなく、他の機能をもつものも幾つかあることがふまえられなければならない。神奈川県向原遺跡の1軒の住居址について産屋の可能性を想定した中田氏のような積極的な試み(中田 1986)もまたなされなければならない。

カマドの構造

各期のカマドの構造についてふれておく。

6世紀初頭にあたる第II期は、本遺跡のカマド出現期でもある。

第IIのカマドは、偏平な安山岩が袖石等として多用される事に特徴づけられる。この安山岩は、いわゆる「安原石」と呼ばれる平尾山系の石材かと考えられる。この石材がさらに粘土で固められ、カマドが構築されている。なお、本期のH-66のカマドには、一点面取り軽石が用いられていた。後述するように、面取り軽石は本遺跡第IV期以降のカマドに多用される構材である。その利用の萌芽がカマド出現期の本期にあることは注意しておこう。

第III期の住居址は1軒認められたのみである。そのカマドは、粘土のみが用いられて構築され、石材は用いられていなかった。煙道部が屋外に長く延びるのが特徴的であった。

第IV期から第VII期にみられるカマドは、面取りした軽石が構材に多用されることに特徴づけられる。軽石が多用されたのは、全体層序第VIII層の追分火山灰流層中に軽石が多く含まれ入手が容易であったことと、加工（面取り）がし易かったことに起因しよう。

当該期のカマドの最前部の袖石には「J」状に面取りされた軽石が用いられる場合も多く、またその他の礼石・天井石等には直方体状に面取りされた軽石が多用されていた。支脚石においても、角柱状に面取りされた軽石が用いられる場合があった。一方支脚石には長楕円形の河床礫が用いられることもあった。これらの石材が粘土で固められ、カマドが構築された。

奈良・平安時代の住居址のカマドにおける面取り軽石の多用は、本遺跡群の住居址の構造を最もよく特徴づける事象のひとつといえよう。

竪穴住居址の空間利用 第469・470図

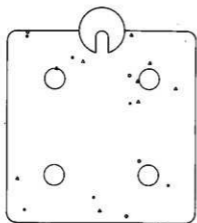
ここでは、本遺跡の第IV期から第VII期の集落において、共通した或は特有な住居内の空間利用があったものかどうかを考えてみる。長岡氏の指摘（長岡 1986）される「集落内に共通した居住空間の利用方法のデザインがあったとするならば、ひとつひとつの竪穴住居址の遺物の出土状態を集成することによって、これを復原することが可能になる」「遺物の出土位置が住居使用時の家財（遺物）の収納位置を反映しているとするならば、これを探ることによって当時の空間利用の状況を知る間接的な手懸りとしてすることができる」ということに同調し分析を進める。

具体的には、各期ごとに住居址の遺物の出土位置を相対化して1枚の図にプロットし、さらにそれらと比較検討してみることになる。ここでは、遺存度が高く床面に近い位置より出土した土器について取り上げた。各期ごとの住居址内における相対的な土器の出土位置は、第469図に示した。

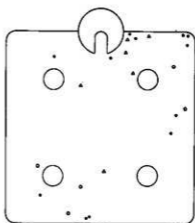
第469図の遺物分布から読みとれる傾向を以下に列記する。

- ① 第IV期から第VII期の各期とも、環・甕の分布はカマドの両側のI・II区に集中、ことにその両脇ともいえる壁際に集中する傾向が窺える。

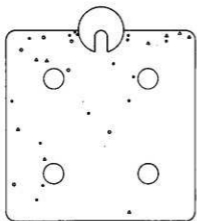
V 龍 橋



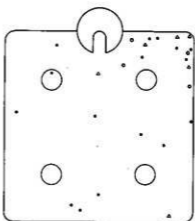
IV 期



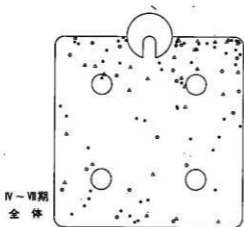
V 期



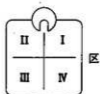
VI 期



VII 期



IV-VII 期
全 体



- 釜
- 坏
- ◇ 壘

第469圖 奈良・平安時代時期別遺物分布圖

② ①で坏・甕類の分布がカマド両脇に集中すると述べたが、特にその中でも第Ⅰ区の壁際(北壁際東半分)に分布が集中することがわかる。なお、ドット化した遺物のなかで完形品・床面直上遺物のみを取り上げてみた場合、その傾向はさらに顕在化する。

③ 第Ⅳ期から第Ⅶ期を通じ、住居中央には遺物の分布があまり認められない傾向がある。

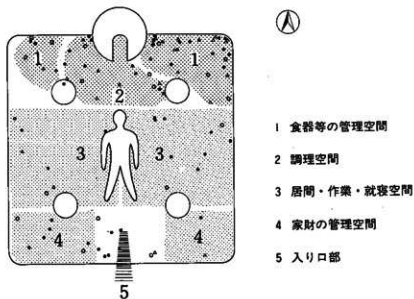
④ 器種別にみた場合、坏(食器)は住居Ⅰ・Ⅱ区に集中するとはいえ住居址全体に散らばるが、甕(煮沸器)はⅠ区壁際の位置にいわば固定的でその分布はあまり散らばらない。

以上が分布図から読みとることのできる傾向である。それでは、その分布のあり方を参考に、竪穴住居内の空間利用を想定しておこう(第470図)。

まず、①-④でいう食器・煮沸器の分布の集中は、それらの管理空間(長岡 前掲)や調理空間を表していると捉えられよう。そしてその管理空間や調理空間が炊事施設であるカマドに換することは当然といえば当然である。

次に、食器等の分布があまり認められなかった中央では、他の道具(鉄器・石器等)類の分布もあまり認められないようであった。つまり、そうした家財管理の空間ではなかったとも察せられよう。家財の分布を寄せ付けない空間とは、さしずめの作業空間・居間・就寝空間を想定できようか。

さて、従来竪穴住居の入り口部についてはカマドと相対する位置が考えられていたが、群馬県黒井峰遺跡(石井 1986)の調査では必ずしもそうでないことが明らかになった。いずれにしても、入



第470図 前田遺跡奈良・平安時代竪穴住居における機能空間の想定

り口部がカマドを有する壁側にあることはまず想定できず、他の3壁部分のいずれか、しかも出入によって主柱が邪魔になることのない主柱間中央にあたる位置にあったものとみて大過あるまい。ちなみにD類とされた壁中に対で主柱を有する住居址では、3壁がカマド・主柱で占領されているので、入り口部は残る1壁部分(カマドと相対する壁)に想定せざるを得ない(第468図2)。また、一般的な四本柱の住居址で深度の大きいものなかには、カマドと相対する壁の中央に梯子もしくは踏み台等の入り口部施設を仄めかすようなピットが存在するものもあった。したがってここでは、黒井峰の事例を認めつつも、従来言われてきたカマドと相対する位置に入り口部があったことを想定しておきたい。

なお、本遺跡の第IV期より第VII期の各期においては、住居址のカマド施設方向と棟方向に統一性が窺え、これが集落の統一的な設計意匠であったと察せられる。そしてこの統一的な集落の設計意匠は4時期を通じてほぼ変わらないのである。したがって、ここから還元される個々の住居内の基本的な空間利用もまた、4時期を通じて統一されあまり変化のないものと解されよう。

(2) 掘立柱建物址

I 掘立柱建物址の形態

ここでは総数87棟の掘立柱建物址について、その平面形と柱(穴)の配置による形態分類を試み(第471表)、あわせてその大きさを検討してみよう。

まず、掘立柱建物址はその平面形によって次の二者に分類される。

- I 平面形がおおよそ正方形を呈するもの。
- II 平面形が矩形を呈するもの。

次に、柱(穴)の配置には、以下のようなあり方が認められた。

総柱となるもの。

- A 桁×梁の柱の配置が3本×3本(2間×2間)となるもの。

側柱となるもの

- B 桁×梁の柱の配置が2本×2本(1間×1間)となるもの。
- C 桁×梁の柱の配置が3本×2本(2間×1間)となるもの。
- D 桁に3本、梁に2・3本の柱の配置がみられるもの。
- E 桁×梁の柱の配置が3本×3本(2間×2間)となるもの。
- F 桁に2・4本、梁に3本の柱の配置がみられるもの。
- G 桁に3・4本、梁に2本の柱の配置がみられるもの。

- H 桁×梁の柱の配置が4本×2本(3間×1間)となるもの。
 I 桁に4本、梁に2・3本の柱の配置がみられるもの。
 J 桁に3・4本、梁に3本の柱の配置がみられるもの。
 K 桁×梁の柱の配置が4本×3本(3間×2間)となるもの。
 L 桁×梁の柱の配置が3本×3本(2間×2間)となるもので、その1辺に3本の柱の配置によるいわゆる廂の付属するもの。
 M 桁に2本、梁に2・3本の柱の配置がなされるもので、その梁側の1辺に2本の付属柱(廂)のみられるもの。









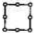

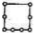




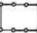



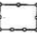




以上が柱(穴)の配置による分類である。このうちDはE(2間×2間)のパラエティとして、GはH(3間×1間)のパラエティとして、F・I・JはK(3間×2間)のパラエティとして捉えることもできよう。また、基本的には、LはEの、MはKのパラエティとみることもできる。

以上、本遺跡の掘立柱建物址の形態分類の規準を示した。具体的には、第471図のように、各掘立柱建物址がこれに該当することになる。

次に、上記で分類されたI・II、A～Mの面積はどのように分布するのであろうか。第472図にその分布を示しておこう。なお、その分布の偏りから、掘立柱建物址の規模を次のように設定できる。すなわち、小形が面積10㎡以下のもの、中形が11～19㎡程度のもの、大形が20㎡以上のものである。

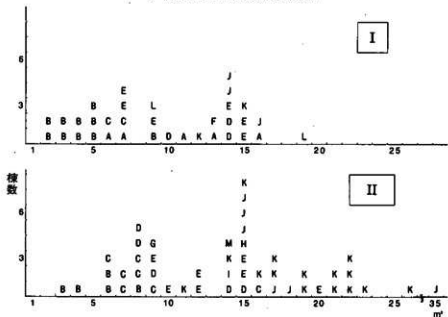
さて、これまで本遺跡の掘立柱建物址の形態分類を試みてみた。これらをまとめると、本遺構についての次のような形態的特質とその構成が明らかにされている。

- ① 本遺跡の掘立柱建物址には、正方形(I)・矩形(II)の双方の平面プランが認められるが、その数はIが34棟(39%)、IIが49棟(56%)で、不明が4棟あった。
- ② 矩形のIIには、大・中・小の規模の三者が認められるが、正方形のIでは20㎡以上の大形建物が認められなかった。
- ③ 本遺跡の掘立柱建物址には、総柱式が5棟(6%)、側柱式が82棟(94%)認められ、側柱式が圧倒的に多いといえる。なお、側柱式のなかにはいわゆる廂付のものが3棟みられた。
- ④ 2間×2間の総柱建物5棟の面積は、6～16㎡の間にばらつき、特に集中はみられない。
- ⑤ 掘立柱建物址の中でも、1間×1間のBは特徴的に認められた。その数は16棟で、全体の18%に及んだ。Bのプランには正方形・矩形の双方があるが、その面積は10㎡以下の小形のものすべてで、特に5㎡以下の極小のものが目立った。
- ⑥ 2間×1間のCには、矩形のプランを呈するものが多かった。その面積は6～9㎡に集中し、小形なものがほとんどといえた。

	I			II						
A		F-25 F-61	F-32	F-36	F-44					
B		F-12 F-65 F-76	F-23 F-70 F-80	F-30 F-74	F-63 F-75		F-8 F-15 F-20 F-41 F-77			
C		F-1	F-64				F-27 F-58	F-49 F-60	F-50 F-67	F-51 F-72
D		F-3	F-4	F-83			F-13	F-14	F-56	F-78
E		F-10 F-62	F-40	F-43			F-9 F-46	F-24 F-69	F-29 F-85	F-34
F										
G		F-2					F-53			
H							F-52			
I							F-66			
J		(F-16)	F-28	F-35	F-59		F-7 F-81	F-22 F-87	F-26	F-33
K		F-5	F-19				F-6 F-37 F-45 F-55	F-11 F-33 F-47 F-57	F-18 F-39 F-48 F-68	F-21 F-42 F-54 F-71
L		F-17	F-31			M		F-86		

第47図 掘立柱建物址の分類

- ⑦ 2間×2間を基本形とするD・Eには、正方形・矩形の双方の平面プランが認められ、そのそれぞれにおいて大・中の2者の規模が認められた。
- ⑧ 正方形のプランを呈するIで、桁行3間を基本とするものには、F・G・J・Kが認めら



第472図 掘立柱建物址形態別面積分布

れるが、その面積は12~16m² (中形) に限定された。

- ⑨ 矩形のプランを呈するIIで、桁行3間を基本とするものには、F・G・H・I・J・Kが認められるが、わけても3間×2間のKが特徴的に認められた(16棟、全体の18%)。それらの規模としては、10m²以下の小形のものほとんどみられず、11m²以上の中・大形に限られることが窺えた。殊に20m²以上の面積を測る大形の建物は、正方形プランを呈するIには認められないものであった。

- ⑩ 廂付の建物の平面プラン(廂部の部分は除く)には、正方形が2例(L)、矩形が1例(M)認められた。Lの一方は、正方形のプラン(I)の建物のなかでも最大の面積をみせている(19m²)。

また、Mは、矩形のなかでも中形の部類に属する建物であった。

2 掘立柱建物址の構造とその機能

構造

本遺跡の掘立柱建物址の構造についてふれてみる。構造とは大げさな言いかたかもしれないが、掘立柱建物址の痕跡として残されたピットのあり方から捉えられることについて以下に記す。

- ① そのピットの掘り方は、いずれも坪掘で、布掘は認められなかった。またピット間が溝で連結される「溝もち」例も認められなかった。

- ② ビット掘り方の平面形は、円形もしくは楕円形を呈するものがほとんどすべてといえた。
- ③ ビット掘り方の底面に礎石の認められるものが2例あった (F-31、F-38)。
- ④ その柱痕は、いずれも円形を呈しており、太さは建物の規模に比例するようである。
- ⑤ 建物の規模に比例して、側柱の本数が増加している。
- ⑥ 本遺跡にみられる掘立柱建物には、高床式、平地式の二者が認められると考えられる。
 確実に高床式と考えられるものに、総柱のAがあげられる。そのプラン中央の柱は、床が高くなければ存在し得ないものだからである。中央の柱が高床にかかる重圧を支えたのであろう。
- ⑦ 一方、平地式の可能性が高いものは、側柱の建物10㎡以上を測る中形・大形の建物である。仮にこれらが高床の建物であったと考えてみても、東柱なしにはある以上の加重には耐えられなかったであろう。なお、高床自体、構築上煩雑なものでもあり、その設計には十分な目的がもたれたと考えられる。床を高くする目的とは、第一に地表からの湿気の回避であり、湿気を嫌う施設とは一般的にみて穀(稲)倉か住居であろう。ところが穀(稲)倉や住居は床にかなりの加重がかかる施設であり、ある規模以上のものでは東柱なしには高床が保たれなかったと思われる。こうした矛盾点から、消極的ではあるが、ここにあげた中・大形の側柱の建物のほとんどが平地式の建物であることを想定しておこう。
- ⑧ 小形の側柱の建物については、高床式、平地式のいずれを判断し難い。ただしこれは次に述べる建物の機能ともかかわってくるのであるが、これらの建物で穀倉と考えられるもの以外は、構築上煩雑な高床の建物ではないとみておくのが妥当といえようか。
- ⑨ 本遺跡の掘立柱建物址について、その上屋構造を知るべき直接的な手掛かりはない。

ちなみに、秋田県男鹿市臨本や大館市胡桃館で発見された洪水による埋没家屋は、その上屋構造を考えるうえで参考となろう。胡桃館例は板壁を有しており、観音開きの板扉であるという(永井 1975)。

中田英氏は、「一週聖人絵伝」(歡喜光寺本)の福岡の市にみる掘立柱建物の壁体に板と草葺の双方が認められることを指摘している(中田 1981)。また、同じく歡喜光寺本の一週聖人絵伝にみる佐久郡大井太郎の住宅では、土壁も認められている。佐久伴野の市にみる掘立柱建物の屋根は草葺きとなっている(第473図)。これらは、鎌倉時代の事例ではあるが、当該期の掘立柱建物址の上屋構造を考えるうえで十分に参考となるものであろう。

一方、当該期の倉には、板倉・甲倉・丸木倉があるとされるが、富山氏によれば板倉は板を柱の溝に落とし込んだ落としはめ方式、甲倉は角材(六角形)によるあぜ組み、丸木倉は丸木によるあぜ組みの倉であろうと考えられている(富山 1974)。

本遺跡の掘立柱建物址については、総柱の建物(次に述べる穀倉)は丸木組みによる上屋



第47図 一瀬聖絵にみる掘立柱建物址（佐久郡伴野市・歎喜光寺本）

構造を、側柱で中・大形の平地式と考えられる建物は、屋根が草葺き・壁体は草葺きあるいは板材からなるもので、切妻を呈する上屋構造を想定しておこう。

機能

当該期の掘立柱建物址は、東国においてはこれまで漠然と「倉庫」として考えられてきた。しかし、はたしてそれらのすべてが「倉庫」であったのだろうか。もし仮に、それらのすべてが「倉庫」であったとした場合、本遺跡では住居址117軒に対し87軒もの「倉庫」が存在していることになる。

東国の掘立柱建物址＝「倉庫」という既成概念を打ち破ったのは、千葉県山田水呑遺跡の報文（山田水呑遺跡調査団 1977）である。山田水呑遺跡では、検出された52棟の掘立柱建物址について、倉庫・住居・作業所・納屋という4つの機能が与えられている。このうち、作業所・納屋の性格付けに関しては根拠薄弱であるが、掘立柱建物址の機能を積極的に推定した点において高く評価されよう。

また、東国の掘立柱建物址のうち3間×2間・2間×2間の側柱のものを居住施設として捉えてゆこうとする伊丹氏の努力（伊丹 1985・1986）も認められる。

さて、本遺跡で検出された87棟の掘立柱建物址は、いったいいかなる機能を有していたのだろうか。そして、その性格はどのようなものと考えられるのか。ここではその機能についてのささやかな推定を以下に試み、集落再構成の手だてとしよう。

- ① 本遺跡にみられた総柱の建物Aは、稲倉と考えておこう。

建物Aは、正方形のプランを呈する総柱の高床建物である。高床は湿気避ける機能を、

総柱は加重に耐えようとする構造を反映しており、そのような条件を要求する建物としては稲倉がまず想定されるのである。



第474図 墨書土器「倉」

ちなみに、正倉院文書にみられる正税帳から倉の平面形を導き出した松村氏によれば、倉の平面形は正方形に近いものであるという(松村 1983)。本建物Aは、この点においても矛盾しないといえる。

ところで、本遺跡のH-7号住居址からは、「倉」と墨書された須恵器坏が検出されている(第474図)。本集落内における稲倉の存在を仄めかしてくれる好資料といえる。この「倉」⁽¹⁾とは、H-7号住居址と同時期(第七期)の所産とみられるF-25号掘立柱建物址を指していたのかもしれない。

なお、松村氏の計算によれば、滝川政次郎氏が想定した標準房戸10名に班給された口分田1町2段240歩に対する最大見積収入量は600束前後で、これを収納し得る倉は3.6m×3.6m(13m²)程度のものであるという(松村 前掲)⁽²⁾。一方、ここで稲倉として捉えた建物Aは総数5棟(平均床面積11m²)、各期の集落に1棟ぐらいつつ付随しているのみで、集落の規模からすればやや不足している感を否めない。ここにおいて、建物A以外にも稲倉として機能したであろう建物の存在の可能性も考えられてこよう。

- ② ①で述べた稲倉Aの不足分を補う機能を有する建物として、本遺跡に特徴的に認められた建物B(1間×1間)の存在があげられようか。こちらは、小形の建物であるので東柱なしにも稲倉としての高坏は保たれていたものと考えられる。いずれにしてもこの建物Bは、大方5m²以下というその小形さゆえ、住居としては考え難く、稲倉ではないとしても広義の「クラ」もしくは納屋と想定しておくことに大過あるまい。

なお、この建物Bも稲倉として機能していたと考えるとき、建物Aとは異なる性格の稲が収納されたであろうことは、両者それぞれの構造の特殊性から推察に難くない。一方は種稲、一方は一般食料としての稲の収納倉、というように性格が異なったのかもしれない。

- ③ 本遺跡にみられた、多くは矩形、もしくは正方形プランを呈する掘立柱建物で、10m²以上を測る中・大形のもの、平地住居としての機能を考えておこう。

集落内における客体的施設(倉・納屋・作業場・その他)には、主として小形の建物址39棟を完てたとして、その39棟という数自体客体的施設を満たすには余りある棟数といえる。となると残された中・大形の建物址48棟には、主体的施設(住居)としての機能を与えざるを得ないのではあるまいか。

なお、これらの建物を住居と考えた場合に問題となるのは、消費生活の基礎となる火炊の

所在であろう。残念ながらこれらの建物址からは火災の存在は確認されず、また置カマド等の検出をみることもできなかった。上面が削平されてしまっている可能性が高いとはいえ、火災の何らかの痕跡は残らないものなのだろうか。見方を変えれば、掘立柱建物址（母屋）の蓋屋が小規模な竪穴住居であると推察する伊丹氏の見解（伊丹 前掲）にも魅力があろう。

さて、ここで住居址とした中形（10㎡以上20㎡未満）の建物には、正方形プランを呈するものもいくつかみられた。しかし、鬼頭氏によれば、正方形の掘立柱建物は住居ではない可能性が高いという（鬼頭 1985）。古墳時代以来の居住用建物は、いずれも長方形であるのが原則だとされるのである。そこでは説得力のある根拠が示されている訳ではないので、この点についてはまだまだ検討の余地が残ろう。

以上 本遺跡の掘立柱建物址の機能についての推察を重ねてきた。しかし、その推察のもつ危険性は、山田水呑の報告以来10年を経た今日でもあまり変わってはいない。掘立柱建物址自体の提示する情報量が著しく増大したともいえない限りにおいては、しかたのないことなのかもしれない。だが、何かしらその機能を積極的に推定する糸口は見出し得ないものなのだろうか。この点については、来年度、再来度へと継続される鎗師屋遺跡群の調査・報告の課題としよう。

3 掘立柱建物址の時期

これまで、掘立柱建物址が集落研究のなかにおいて市民権を得られなかった理由のひとつとして、この遺構の時期決定が非常に困難であることがあげられよう。掘立柱建物址は、竪穴住居址のように良好な伴出遺物をもつことがほとんどなく、また、そのピット中から遺物が検出されたにしろ、その遺物が遺構の所属期を必ずしも示すものではないという条件の悪さを負っているのである。

しかどのようにかして、その時期を決定する手掛かはないものなのだろうか。その手掛かりとは、次にあげる事項となろうか。

- ① 掘立柱の埋土中から遺存度の高い遺物が検出された場合、その遺物は意図的に埋め込まれたものとみることができる。そして、その遺物の示す時期が遺構の所属期であるとも考えられよう。具体例として、須恵器坏が検出されたF-48、F-49があげられる。

遺物の埋納行為は、建物を建てる際の地鎮的な意味合いをもつ場合もあったのであろうか。

- ② 掘立柱の埋土中にみられる土器片は、少なくともその建物が土器片の示す年代以降に建てられたものであることを物語ってくれている。
- ③ 時期の明確な遺構と掘立柱建物址の重複がみられたとき、その新旧関係を捉えることによって掘立柱建物址の時期的位置付けの見通しを得ることができる。
- ④ 危険の伴う作業ではあるが、時期の明確な遺構との配置関係（主軸方向の統一性や占地の

あり方)を捉えることによって、掘立柱建物址の时期的位置付けの見通しを得ることができ
る。

以上が、その手掛かりである。この中で①以外は、厳密な意味での時期決定の手段とはいえない。①より順に④の方法をとるにつれて、その危険度は増すものともいえる。しかしここにおいて頼らざるを得ないのは②③④(殊に④)の方法である。その危険度を考慮しつつ時期を考えなければならぬ。

なお、ここでまず確認しておかなければならないのは、本遺跡の掘立柱建物址の該当する時代である。結論的にいえば、それらはすべて本遺跡の第IV期から第VII期、奈良時代から平安時代初頭の所産であるとみることができ。それは、①の手掛かりによって本遺跡第VI・VII期に位置付けられるものがあることから窺えようし、古墳時代中期(第I・II期)の住居址が分布する地区に掘立柱建物址がほとんど存在しないという、古墳時代遺構との結びつきのなさからも肯定できる。

一方、本遺跡の掘立柱建物址はそれ自体で、最高3棟が重複する場合がある。このことは掘立柱建物址の所属期が少なくとも3時期にわたることを示している事実といえる。ここにおいて、各掘立柱建物址が、第IV期から第VII期のいずれかの時期に所属することを考えるのが妥当となる。

さて、上記①～④の手掛かりに基づいて本遺跡の掘立柱建物址の時期を考えてみた。各建物址は第177表に示したような時期に分けることができた。この時期区分から窺うことのできる掘立柱建物址のあり方とは以下のようである。

- ① 各時期毎の掘立柱建物址の棟数は、竪穴住居址の軒数の増減に比例している。

ちなみに第I区では、第IV期から第VII期を通じて竪穴住居址と掘立柱建物址がほぼ同数存在している。また、全体をみても、第VII期を除いた各期においては、竪穴住居址と掘立柱建物址がほぼ同数ずつ存在していることが窺える。

- ② 前頁において稲倉と想定した建物Aは、各期を通じて1棟程度存在している。

- ③ 建物Aとは異なるが稲倉とも考えられた建物Bは、各期を通じて数棟ずつ存在していることが窺えられる。なお、その分布は、他の建物群とか住居址の分布からやや掛け離れていて隔離的であることが、後に示す時期別分布図よりわかる。

- ④ 平地住居と想定した中・大形の側柱建物は、IV期からVI期にかけては10棟程度認められ、第VII期にやや増加して16棟程度認められるようになる。

- ⑤ 後に示す時期別分布図をみると、各期を通じて掘立柱建物の占拠が集中する地区が何か所かあることが窺える。その集中地区とは、第I区スー42グリッド付近、セー43グリッド付近、セー42グリッド付近、セー40グリッド付近である。

第17表 掘立柱建物址一覧表（時期・形態別）

時期	棟数	I											II										
		A	B	C	D	E	F	J	K	L	B	C	D	E	G	H	I	J	K	M	不明		
IV	23	F-22	F-65														F-65	F-67	F-6				
		F-75																F-61	F-21				
		F-74																	F-67				
																			F-62				
																			F-11				
																			F-68				
																			F-71				
V	22	F-44	F-30		F-3	F-40				F-17	F-20	F-51		F-45				F-22	F-20	F-66	F-62		
		F-12			F-83							F-72		F-34						F-73	F-75		
		F-63																			F-76		
		F-70																			F-78		
		F-78																			F-80		
		F-80																					
VI	15			F-64		F-56		F-35	F-19	F-31	F-15		F-50					F-25	F-45		F-84		
						F-43													F-26				
						F-62													F-46				
																			F-54				
VII	27	F-25	F-23	F-1	F-4	F-10	F-2	F-20	F-5					F-49	F-76	F-9	F-53	F-52		F-7	F-37		
		F-26												F-67		F-24				F-20	F-18		
		F-61													F-25					F-16	F-37		
															F-85						F-35		
															F-89								

註

- (1) 「クラ」は、現在では収納施設一般を指すように用いられているが、当時はその機能によってあてられる字が異なっていたと考えられる。「倉」とした場合には稲倉を、「庫」は武器庫を、「蔵」とした場合には財物を収納する施設をそれぞれ表しているものと思われる。
したがって、この「倉」とは稲倉を表す用字とみて差し支えあるまい。
- (2) この収入量は、田稲・雑稲・出挙本利稲、その他が支出される以前の数値である。なお、集落内の倉はすべて横（穂を束ねたもの）稲倉であったとされている（松村 前掲）。

(3) 前田遺跡における集落様相

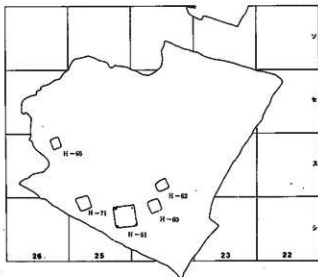
本項においては、前項で捉えたあるひとつの総体的土器様相を示すものとしての「時期」に属する遺構群を、「集落」という形で捉え、その特質と変遷を追ってみる。

ところで、これは考古学の「集落論」上に常についてまわる問題であるが、ひとつの土器様相で表象される遺構群をさまざま「集落」と呼んでよいのかということがある。同一時の居住の集合状態が本来の集落であるのなら、ある程度の時間幅をもつ土器様相でくられる遺構群を厳密には集落とは呼び得ない場合もあるからである。同一時の遺構の把握方法としては、旧石器時代の研究方法論として用いられている遺物の遺構（ブロック）間接合や個体別資料の遺構間共有をみる方法等があげられようが、後時代の集落論にこの方法をさまざま適応できない点に難も残る。

いずれにしても、現段階ではある土器様相の表象体としての遺構のまとまりをして「集落」と呼ばざるを得ず、これもいたしかたないことであろう。なお、そこにおいては、集落の正確な居住員数を推定するうえでの大きな支障があることを予め断っておかねばなるまい。

Ⅰ 第Ⅰ期（5世紀第Ⅳ四半紀中心） 第475図

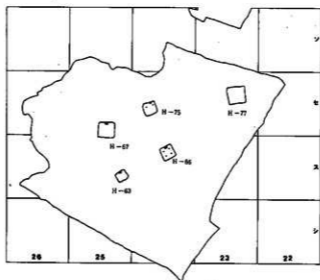
- ① 本期の集落は、第Ⅱ区において認められるもので、竪穴住居址5軒から構成されるものである。これは、本遺跡の当初を飾る集落であり、いずれかの地からの移住によって形成されたものであろう。
- ② 集落は、東西を低地に面される約7000㎡の帯状微高地の南端部に展開し、その広がりはおおよそ2500㎡程度におよぶものである。
- ③ 本集落を構成する住居址5軒のうち、4軒は10～20㎡を測る中形のものであるが、残りの1軒は他とかけ離れて大きく（H-61）、約65㎡を測るものであった。このことは、H-61の居住者の財力を象徴しているかのようにも思える。もし推定がゆるされるのであれば、この大形住居址は集落内の首長一家の居宅でもあったとも考えられよう。ちなみに、この住居址は有孔円板等が検出されていることにも特徴づけられる。
- ④ 5軒の住居址とも、その棟方向はほぼ統一され北北西を指している。
- ⑤ 本集落において火爨として採用されているのは、炉である。
- ⑥ 一人あたりの居住に必要な面積を3.7㎡と設定すると、本集落の住居の総床面積131.7㎡から算定される構成員総数は35.6人となる。ただし、大形住居⁽¹⁾においては余裕をもった居住がなされていたとも考えられるので、その構成員数（人口）は30人強とみておいて大過あるまい。



第475図 第Ⅰ期の集落 (1:1,500)

2 第Ⅱ期 (6世紀初頭) 第476図

- ① 本期の集落は、第Ⅰ期において認められ、竪穴住居址5軒から構成される。
- ② 集落は、東西を低地によって画される約7000㎡の帯状微高地上に展開し、その広がりはおおよそ2500㎡程度におよんでいる。
- ③ 本集落は、第Ⅰ期より継続して営まれる集落である。その占地は、第Ⅰ期と入り組むことがなく、むしろ隣接地に対称的ともいえるようなり方をみせている。
- ④ 前第Ⅰ期においては、中形住居4軒：特大住居址1軒という構成であった。これより継続される本期では、中形住居3軒：大形住居址2軒(35㎡・41㎡)という構成となる。特大住居のある種の性格が大形住居2軒に分化したことも想定してみなければなるまい。
 なお、第Ⅰ期の総床面積は約132㎡、第Ⅱ期も132㎡と同数値を示しており、継続して営まれる集落の等質性の一面を窺わせている。
- ⑤ 本集落を構成にする竪穴住居が、その構造上において第Ⅰ期と画される点は、火爨としてのカマドの採用にある。ただし、前時期の火爨として用いられている炉をとどめている住居址もなかにはあり、過渡的な様相を窺わせている。
- ⑥ 本集落を構成する4棟の住居址はその棟方向を北北西にとっているが、残りの1軒はややずれ北北東にその棟方向をとっている。
- ⑦ 1人あたりの居住に必要な面積を3.7㎡とすると、本集落の住居の総床面積(132・1㎡から



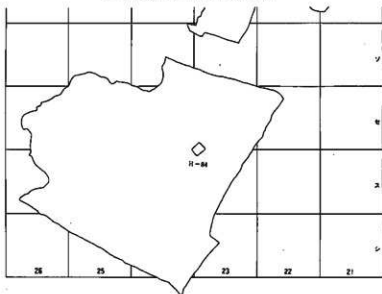
第476図 第II期の集落 (1:1,500)

算出される構成員総数は35.7人となる。この員数は、第I期の35.6人と変わりのない数値である。大抵みでは、30人強とみておいて差しつかえあるまい。

- ⑥ 本集落は次期に継続されてゆくものではない。それは自然消滅を迫るのではなく、新転地への移住といったかたちで継承されたのであろう。考えてみれば、本集落の前進である第I期の集落が移住によって突発的に形成されたのと理由を同じくするのもかもしれない。

3 第III期 (6世紀末葉～7世紀前葉) 第477図

- ① 本期は、第II区にみられる住居址1軒(H-84)のみで構成される時期である。25万㎡にもおよぶ広大な調査区のなかで、本期と同時期の遺構はまったく検出されなかった。また、本期は第II期に継続するものではなく、後の4時期の前身とはなっていない。時間的にも空間的にも隔離されたところに本住居址の特異性がある。
- ② 本期の住居址は、面積13㎡を測る中形のものでその北壁中央にカマドを有していた。棟方向は北西を指す。
- ③ 時間的にも空間的にも隔離される本期の単独住居址は、平安時代におけるいわゆる離れ国分(中山 1976)ともよばれる単独住居とも同様なあり方を呈している。
- ④ 本H-84号住居址は、本遺跡における1人あたりの居住必要面積 3.7㎡を算出する基礎となったものである。本住居址には、3.5人の居住が想定される。



第477図 第III期の集落 (1:1,500)

4 第IV期 (8世紀第I四半紀中心)

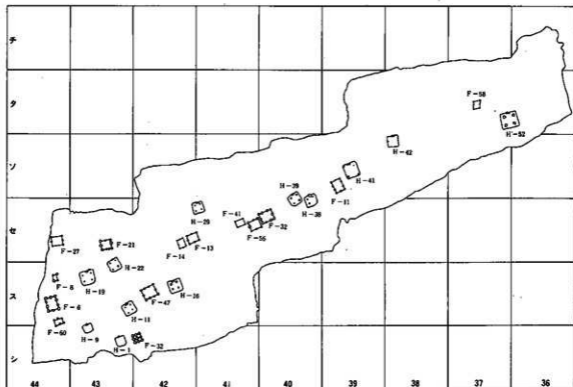
本期の集落は、前III期より継続的に営まれているものではない。8世紀になって、いわば忽然と現れる集落である。

なお、前述したが、本第IV期から第VII期にかけての遺構の分布は、佐久市分の前田遺跡についても多数認められるところである。したがってこれらの時期全体を語るには、佐久市分の前田遺跡の様相が明らかにされないことには不可能といえる。そうした事情をふまえ、ここでは、前田遺跡佐久市分の調査成果の直接的影響を被らない地区の集落についてのみ取り上げることとする。

その集落とは、自然地形によって画される第I区の集落、第II区の集落、第III区の集落である。

第IV期・第I区集落 第478図

- ① 本集落は、南北を底地によって画される約11000m²の帯状微高地(第I区)上に展開する。
- ② 本集落は、竪穴住居址12軒・掘立柱建物址14棟によって構成される。
- ③ 竪穴住居址は掘立柱建物址の占地については、グリッド40例以東では竪穴5軒に対して掘立柱2棟という構成をみせ、それ以西では竪穴7軒・掘立柱12棟という構成をみせている。つまり40列以東では竪穴が分布の主体となり、以西では双方がみられながらも掘立柱が主体となる占地といえる。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、小形1:中形6:大形5軒という構成をみせている。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址にみられるカマドは、いずれも北壁中央に設けられている。



第478図 第IV期・第I区集落 (1:1,500)

- ⑥ 本集落の掘立柱建物には、稲倉と考えられるAが1棟 (F-32)、B (稲倉?) が2棟、平地住居かと考えられる中・大形のもの8棟、小形のもの3棟認められた。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、すべてその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を 3.7m^2 とすると、竪穴住居址の総床面積 242.6m^2 から算定される人口は65.5人となる。

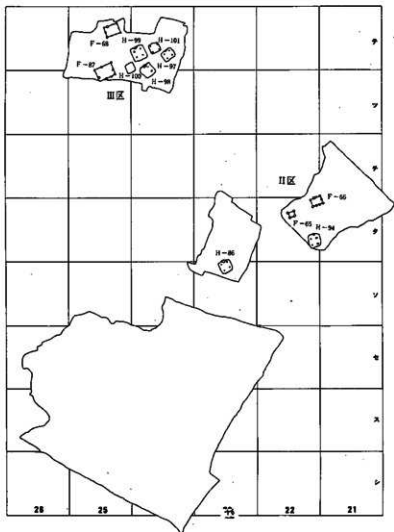
一方、住居と考えられる掘立柱建物址8棟の総床面積は 140.6m^2 で、算定される人口は38人である。

双方の合計から、本集落の構成員数を103.5人と想定しておこう。

第IV期・第II区集落 第479図

- ① 本集落は、東西を底地によって画される約 7000m^2 の帯状微高地 (II区) の南半分に、約 1800m^2 の広がりを見せて展開する。
- ② 本集落は、竪穴住居址2軒・掘立柱建物址2棟によって構成される小規模集落である。
- ③ 竪穴住居址1軒と掘立柱建物址2棟は比較的近接し、他の竪穴住居址1軒はやや隔離した位置にある。

5 前田遺跡における遺構および集落の様相



第479図 第IV期・第II・III区集落 (1:1,500)

- ④ 竪穴住居址2軒は、いずれも中形の規模を呈するものであった。
- ⑤ 竪穴住居址2軒のカマドは、いずれも北壁中央に認められた。
- ⑥ 掘立柱建物址は、稲倉とも考えられたBが1棟と、住居と推定される桁行3間の中形建物Iが1棟認められた。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積37.8㎡から算出される人口は10.2人、住居と考えられる掘立柱建物址の面積14.3㎡から算出される人口は3.8人、総計14人が本集落の構成員数であると推定しておく。

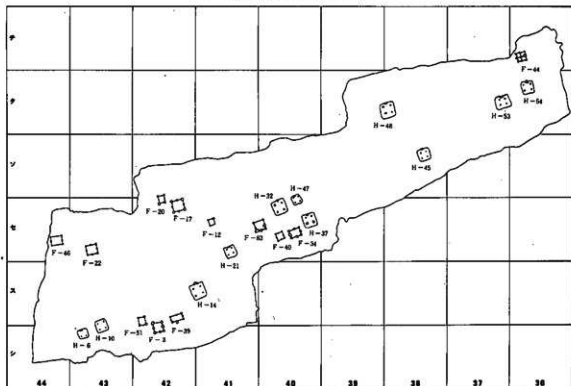
第Ⅳ期 第Ⅲ区集落 第479図

- ① 本集落は、周囲を底地によって画される約1000㎡の微高地（Ⅲ区）上に展開する。Ⅲ区に認められるのは本期の集落のみである。
- ② 本集落は、竪穴住居址5軒・掘立柱建物址2棟によって構成される小規模な集落である。
- ③ 竪穴住居址5軒は、比較的近接した位置に寄り添うように並んでいる。やや混み入りすぎているきらいもあり、あるいは同一時期内のさらに細かな建て替えのサイクルを示す分布なのかもしれない。
一方、掘立柱建物址は、一棟は竪穴住居址群の横に並び、一棟はやや離れて存在するといった占地をみせている。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、中形4軒：大形1軒という構成であった。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址にみるカマドは、いずれも北壁中央に設けられていた。
- ⑥ 掘立柱建物址は、住居と考えられる桁行3間の大形のもの2棟認められた。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積84.3㎡から算定される人口は22.8人、住居と考えられる掘立柱建物址の総床面積57.3㎡から算定される人口は15.5人、総計38.3人が本集落の構成員数と推定しておこう。

5 第Ⅴ期（8世紀Ⅱ四半紀中心）

第Ⅴ期・第Ⅰ区集落 第480図

- ① 本集落は、南北を低地によって画される約11000㎡の帯状微高地（Ⅰ区）上に展開する。
- ② 本集落は、第Ⅳ期より継続して営まれるもので、竪穴住居址11軒・掘立柱建物址14棟によって構成される。
- ③ 竪穴住居址と掘立柱建物址の占地については、グリッド40列以東では竪穴7軒に対して掘立柱1棟、それ以西では竪穴4軒：掘立柱13棟という構成をみせている。つまり、40列以東では竪穴が分布の主体となり、以西では掘立柱が主体となる占地であり、第Ⅳ期と同様な傾向をみせていることがわかる。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、中形5軒：大形6軒という構成をみせている。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址にみられるカマドは、いずれも北壁中央に設けられている。
- ⑥ 本集落の掘立柱建物址には、稲倉と考えられる総柱のAが1棟（F-44・集落東隅）、1間×1間のB（稲倉？）が3棟、平地住居かと考えられる中・大形の建物7棟、中・小形の建物が3棟認められた。



第480図 第V期・第I区集落 (1:1,500)

- ⑦ 本集落の竪穴住居址、掘立柱建物址は、すべてその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積232.6㎡から算定される人口は62.9人となる。

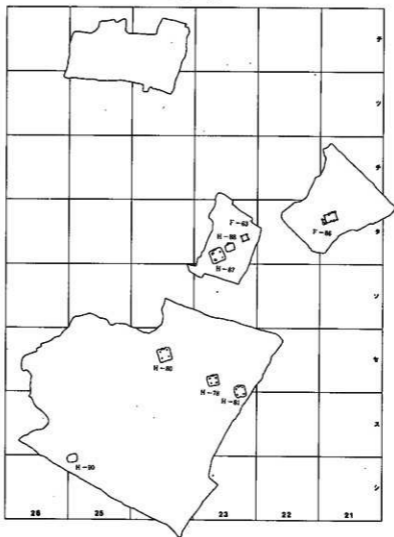
一方、住居と考えられる掘立柱建物址7棟の総床面積は104.8㎡で、算定される人口は28.3人である。

双方の合計から、本集落の構成員数を91.2人と推定しておこう。

第V期・第II区集落 第481図

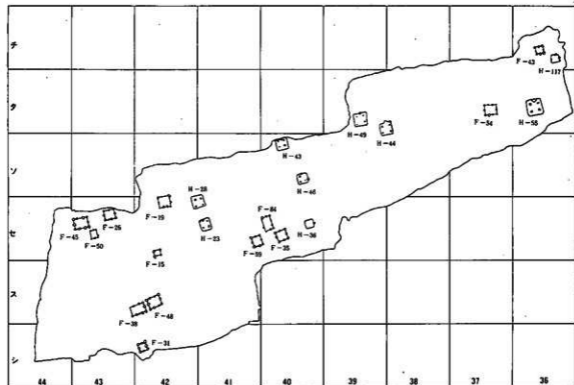
- ① 本集落は、東西を底地によって画される約7000㎡の帯状微高地(II区)上に展開する。
- ② 本集落は、竪穴住居址6軒・掘立柱建物址2棟によって構成される。掘立柱建物址が竪穴住居址を凌駕する本期第I区集落に比べ、本集落は掘立柱建物址の数が少ないといえる。
- ③ 竪穴住居址は、前IV期II区と比べ4軒の増加をみせ、さらに南側へと広がっている。一方、掘立柱建物址は、前IV期と同様な構造の2棟がほぼ変わりのない占地をみせている。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、小形2軒：中形2軒：大形2軒という構成をみせている。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址のカマドは、いずれも北壁中央に設けられている。

V 総 括



第41図 第V期・第II区集落 (1:1,500)

- ⑥ 掘立柱建物址は、稲倉とも考えられたBが1棟と、住居と考えられる廂付の中形建物Mが1棟認められた。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を 3.7m^2 とすると、竪穴住居址の総床面積 94.4m^2 から算定される人口は25.5人、住居と考えられる掘立柱建物址の面積 14m^2 から算定される人口は3.8人で、総計の29.3人を本集落の構成員数と想定しておこう。

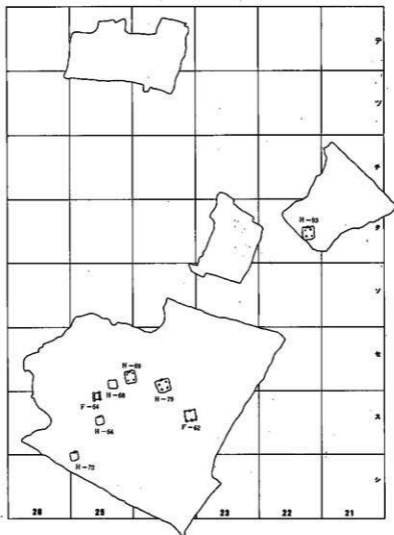


第482図 第VI期・第I区集落 (1:1,500)

第VI期 (8世紀Ⅲ四半紀中心)

第IV期・第I区集落 第482図

- ① 本集落は、南北を低地によって画される約11000㎡の帯状微高地(第I区)に展開する。
- ② 本集落は、第V期より継続して営まれるもので、竪穴住居址9軒・掘立柱建物址13棟によって構成されている。
- ③ 竪穴住居址と掘立柱建物址は、集落のほぼ中央を境として東西に対峙するような状態で分布している。前IV・V期の当地区においても竪穴住居址と掘立柱建物址の占地在それぞれ異なるような様相が窺えたが、本期においてその傾向はさらに顕在化したものとみられる。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、小形2軒・中形4軒・大形3軒という構成をみせている。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址のカマドは、いずれも北壁中央に設けられている。
- ⑥ 掘立柱建物址では、前IV・V期において1棟ずつ認められた稲倉と考えられる総柱建物Aは認められなかった。この代替となる建物としては、F-31・F-43のいずれかを充てることもできる。1間×1間のBは1棟認められた(F-15)。中・大形の側柱建物で住居と考



第483図 第VI期・第II区集落 (1:1,500)

えられるものは9棟認められた。

- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を 3.7m^2 とすると、竪穴住居址の総床面積 161.7m^2 から算定される人口は43.7人、住居と考えられる掘立柱建物址の9棟の総面積 166.1m^2 から算定される人口は44.9人で、総計88.6人を本集落の構成員数と想定しておく。

第VI期 第II区集落 第483図

- ① 本集落は、東西を低地によって画される約 7000m^2 の帯状微高地(II区)に展開する。
- ② 本集落は、竪穴住居址6軒・掘立柱建物址2棟によって構成される。掘立柱建物址が竪穴

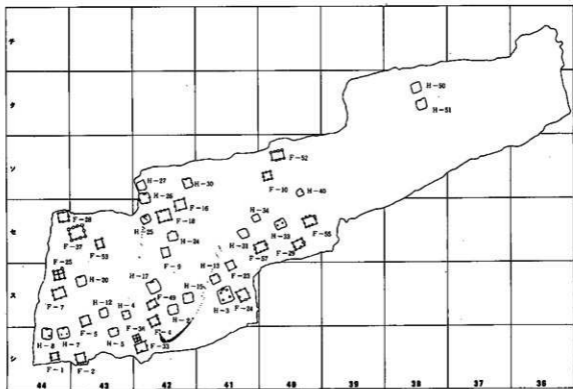
住居址の数を上回る本期第Ⅰ区集落に比べ、本集落は掘立柱建物址の数が僅かである。

- ③ やや遊離して存在する1軒の竪穴住居址(H-93)を除いて、他の竪穴住居址と掘立柱建物址はほぼ弧を描くような状態で並んでいる。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、小形2軒：中形2軒：大形2軒という構成をみせている。
- ⑤ 本集落の竪穴住居址のカマドは、いずれも北壁中央に設けられている。
- ⑥ 掘立柱建物址では、正方形のプランを呈する2間×1間のCと、2間×2間のEがそれぞれ1棟ずつ検出されている。Cは稲倉としてのEは住居としての機能を担っていたのであろうか。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積89.4㎡から算定される人口は24.2人、住居と推定してみた掘立柱建物址の面積15.0㎡から算定される人口は4.1人、総計28.3人を本集落の構成員数と想定しておこう。

第Ⅶ期 (8世紀第Ⅳ四半紀～9世紀初頭)

第Ⅶ期・第Ⅰ区集落 第484図

- ① 本集落は、南北を低地によって画される約11000㎡の帯状微高地(第Ⅰ区)に展開する。
- ② 本集落は、第Ⅵ期より継続して営まれるもので、竪穴住居址23軒・掘立柱建物址22棟によって構成されている。竪穴住居址・掘立柱建物址とも、前Ⅵ期に比べ2倍近い数に膨れあがることが捉えられる。
- ③ 竪穴住居址と掘立柱建物址の占地は、グリッド40列以西に集中し、しかも双方が入り組み建て混んだ様相を呈している。一方、前3時期において竪穴住居址の主体的な分布がみられたグリッド40列以東では、小形の竪穴住居址2軒のみの分布しか認められなくなる。
- ④ 本集落の竪穴住居址の規模は、13㎡以下の小住居址19軒：中形住居址3軒：大形住居址1軒という構成で、小住居址の軒数が前Ⅵ期に比べ増大する傾向がうかがえる。
- ⑤ 前Ⅵ期に比べ竪穴住居址の軒数は9軒から22軒と倍加するが、その総床面積は161.7㎡から271.6㎡と1.5倍程度の増加にとどまっていることには注意しておきたい。
- ⑥ 本集落の竪穴住居址のカマドは、北壁中央に設けられている。ただし1列のみ東カマドが認められる(H-40)。
- ⑦ 掘立柱建物址は、稲倉と考えられる総柱建物Aが2棟認められ(F-25、F-36)、1間×1間のBが1棟、住居と考えられる中・大形の建物は14棟、小形の建物は5棟認められた。
- ⑧ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北北西にとっている。



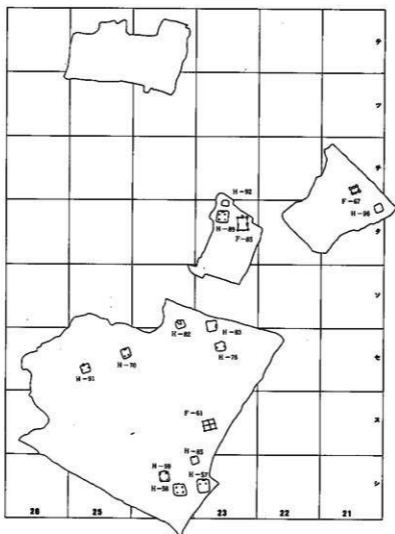
第484図 第VII期・第I区集落 (1:1,500)

- ⑨ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積271.6㎡から算定される人々は73.4人、住居と考えられる掘立柱建物の総面積233.5㎡から算定される人口は63.1人、総計136.5人を本集落の構成員数を想定しておこう。

第VII期・第II区集落 第485図

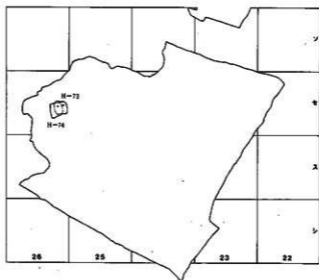
- ① 本集落は、東西を低地によって画される約7000㎡の帯状微高地 (II区) に展開する。
- ② 本集落は、竪穴住居址12軒・掘立柱建物址3棟によって構成される。掘立柱建物址が竪穴住居址の数を上回る本期第I区集落に比べ、本集落は掘立柱建物の数が僅かである。
- ③ 本集落を構成する遺構は、概ね三つのまとまりをみせて分布している。
 - 一つは、グリッドシ・ス列の竪穴住居址4軒と掘立柱建物址1棟 (総柱) のまとまり、もう一つは、グリッドセ列の竪穴住居址5軒のまとまり、グリッドタ列の竪穴住居址3軒と掘立柱建物址2棟のまとまりである。
- ④ 竪穴住居址の数は、6軒から12軒と前VI期に比べ倍増している。その規模としては、小形5軒：中形7軒という構成となっている。

5 前田遺跡における遺構および集落の様相



第485図 第VII期・第II区集落 (1:1,500)

- ⑤ 本集落の竪穴住居址のカマドは、北壁側に設けられているものが8軒、東壁側に設けられるものが1軒認められた。他は不明か、カマドを有さないものである。
- ⑥ 掘立柱建物址では、総柱の建物Aが1棟(F-61)、住居かと考えられる側柱の大形建物が1棟(F-85)、小形の建物が1棟認められた。
- ⑦ 本集落の竪穴住居址・掘立柱建物址は、いずれもその棟方向を北～北北西にとっている。
- ⑧ 1人あたりの居住必要面積を3.7㎡とすると、竪穴住居址の総床面積137.5㎡から算定される人口は37.2人、住居と考えられる掘立柱建物の面積20.1㎡から算定される人口は5.4人、総計42.6人を本集落の構成員数と推定しておこう。



第486図 第VIII期の集落 (1 : 1,500)

なお、本期を最後として、これに継続する集落は前田遺跡では認められなくなってしまふ。土器様相の断絶から、それは徐々に消滅したのではなく、ある時期の集団移住によって短時間に消滅した可能性が高いといえよう。

第VIII期 (古代末期～中世) 第486図

- ① 本期に属する遺構は、第II区において重複する竪穴住居址穴住居址2軒が認められたにすぎない。
- ② 2軒の竪穴住居址では、双方とも火爨として炉が採用されていた。
- ③ 双方ともその棟方向を北北西にとっている。
- ④ その面積から、一方(H-73)は5.5人の居住を、一方(H-74)は5.4人の居住を想定できる。なお、この2軒は建て替えの結果として残された可能性も残ろう。

註

(1) 1人あたりの居住面積は、縄文時代においては、関野氏による3㎡という見方や(関野1934)、姥山貝塚での5体分の人骨出土例から2.4㎡とする見方もある。

ここでは、とりあえず、住居内にほぼ一括して残されたと考えられる食器から、その食器を使用したであろう人数を割り出し、住居址の総面積をその人数で割って1人あたりの居住面積を算定してみた。

具体的には、何らかの理由で生活の中断を余儀なくされ、食器類がそのまま住居址内に遺棄されていると考えられる本遺跡のH-84号住居址を取り上げてみた。H-84では、最も基本的

な食器となると考えられる坏片は7点検出された。これが1人2点ずつの割合いで用いられていたと考えるとき、その使用人数(=居住人数)は3.5人となる。これを住居の面積13.1㎡で割れば1人あたりの居住面積が3.7㎡強と算定される。

なお、この数値はあくまで目安であり、いくつかの前提をもつものであって、このような単純計算どおりに1人あたりの居住面積が落ちつく保障は大きいとはいえない。しかし、無条件で関野氏らの縄文時代のデータを借用するよりは根拠がない訳ではなく、また、これに替わるべき方法がないこともあって、この数値を用いることにした。

(4) 奈良・平安時代における住居廃絶時のカマド破壊について

本遺跡の奈良・平安時代(第IV期～第VII期)の住居址にみられるカマドの大部分が、住居廃絶時に破壊されているものであることは、すでに述べたとおりである。後世の攪乱等によって、カマドのあり方が捉えられないものを除くと、100%に近い割合でカマドが破壊されているといっても過言ではないだろう。ここでいう破壊とは、あくまで人為によるものであり、住居廃絶に伴うカマドの自然崩壊とは当然意味が異なる。そこに人為が介在していたことは、カマドの構材である軽石のいくつかが破壊後整然と一カ所にまとめて置かれていたり、カマドの位置からかなり遊離した場所から袖石等が検出されるという状況において明らかであろう。

さて、住居廃絶時におけるカマドの破壊とは、いったいいかなる意味をもつものであったのだろうか。当然、その行為が恣意的なものであったとは考えられまい。その行為のもつ意味とは、おおよそ次の二者に集約されようか。

- ① カマドの破壊行為とは、祭祀的な意味合いをもつ。
- ② カマドを破壊し、その構材(袖石・支脚石等)を新たなカマドに再利用する。

この二者のうち、殊に後者の②は、その意味合いが薄いと思われる。なぜなら、実際、カマド破壊の後にも良好な袖石等が住居址内に置き去りにされている場合も多くみられるからである。多くのカマドの構材となっている軽石は、浅間山起源のもので、在地において容易に入手でき、また加工も簡単なこともあって、再利用の効用もさほど大きいとは言えまい。

ここに浮かび上がってくるのが、カマド破壊行為のもつ祭祀的な意味合いである。

これに関連して、桐原健氏のきわめて興味深い指摘が思い起こされる(桐原 1977・1981・1982)。すなわち桐原氏は、カマド支脚石には電神・宅神が憑っており、その支脚は転居に伴って抜去され、新しい家のカマドに移されたと推論するのである。電神がとりもなおさず宅神であり、その信仰が庶民にもゆきわたっていたことについては、「今夜家神件電神来坊門、……」(明月記)・「即如庶人宅神祭也」(神祇令季夏月次祭義解)の記載をあげ説明している。また、桐原氏は、カマド信仰祭祀は当初渡来人系氏族の間のみ沈潜したとも推察している。

一方、寺沢知子氏の指摘(寺沢 1986)も見逃せない。寺沢氏は「カマド祭祀はそれ独自の新

しい祭具と祭祀形態を備えていたというより、「住居廃棄」と一体化した祭祀として機能していた場合が多い。——中略——カマド祭祀は各住居の個別祭祀のように考えられがちであるが、集落全体の意図をうけて実施されていた可能性が強い。」(傍点筆者)と述べている。寺沢氏がふれるのは主に古墳時代のカマド祭祀についてであるが、その見解は十分傾聴に値しよう。

前田遺跡においては、桐原氏のいわれる支脚石の抜去とはやや行為が異なるが、住居廃絶時にカマドを破壊するという祭祀行為が、集落全体におよんでなされていたものと推察される。それは、8世紀の初め頃から9世紀に至る各期を通じて認められるのもである。そのカマドの破壊は、一部のみであるか全体であるかという個々の差はあるようであるが、破壊するという意味においては変わりのないものであったのだろう。中には、破壊後にカマドの構材をその場所に整然と置いてゆく例もみられる。また、H-86号住居址(第I期)のカマドからは、手捏土器も検出されており、祭祀の一端が窺える。

いずれにしても、本遺跡の奈良・平安時代における住居のカマドの破壊を伴う祭祀とは、住居廃絶により、家宅の神を古い家から送り出すような意味をもつものであったのだろうか。

ちなみに、6世紀初頭に位置付けられるH-63号住居址のカマド中からも、鉢形の手捏土器が検出されている。この住居址は、本地域にカマドが登場してくる初期段階のもので、カマドと炉が併存する住居址でもある。本地域においてはカマド登場当初から、カマド祭祀がなされていたことを窺わせている。

6 前田遺跡における古代集落の性格とその歴史的背景

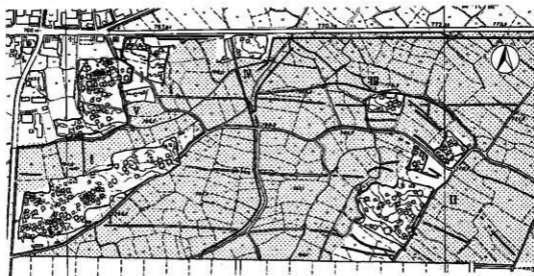
これまで、前田遺跡の特質について多岐にわたって論じてきた。最後にその総括として、前田遺跡の古代集落の性格について本地域の歴史的背景をふまえながら考えてみよう。

(1) 古墳時代中期 (前田遺跡第Ⅰ期・第Ⅱ期)

本遺跡において検出された古墳時代中期相当の集落は、2時期に区分され、第Ⅰ期は5世紀第Ⅳ四半紀中心、第Ⅱ期は6世紀初頭の年代が与えられた。

双方の集落は、竪穴住居址5軒・集落構成員数推定30数名程度の様相をみせるもので、土器様相の連続性から継続して営まれているものであることが捉えられた。

ここにおいて認められた竪穴住居址5軒に居住する人々のまとまりは、かつて近藤義郎氏や(近藤 1959)、和島・金井塚両氏(和島・金井塚 1966)の指摘された経営・消費単位としての「単位集団」とみることができよう。それでは、本単位集団における経営・消費とは何だったのでしょうか。ある意味での特殊性をみせていない本単位集団の経営とは、水田経営とみておくのが妥当ではあるまいか。その水田可耕地としては、本集落の西にひろがる低地がまず挙げられようが(第487図)、本来ここに水田が存在していたかかどうかについては、米年度に結果の出されるプラントオパール分析によって明らかになってこよう。いずれにしても水田は集落からそう遠くないところにあったと考えられる。



第487図 前田遺跡の集落と低地(網点)

ところで、本地域の気候が冷涼なことは前述したが、冷涼な気候は水田耕作の大きな障害となったであろう。事実、稲作技術の未発達な弥生・古墳時代前期の遺跡が本地域にまったく認められないことは、これを如実に物語っているといえる。本遺跡第Ⅰ期の5世紀末頃が、本地域と比べ温暖な佐久の平野部より、本地域に水田が拡大してくる時期とみることができ、それに伴って人々の居住もなされるようになったのであろう。

さて、本第Ⅱ期になると、住居内の火爨としてカマドが登場するという画期的な様相が窺えた。カマドの登場については、在地において多元的に発生するという見方と(高橋 1975)、須恵器窯とともに大陸から日本にもたらされたという見解(大川 1955)がある。近年では高橋氏も自説を撤回し(高橋 1986)、カマドは大陸からもたらされたものであるという大方の見方が固まってきた。そしてその初見は、5世紀初頭に求められるという(高橋 前掲)。

6世紀初頭の本第Ⅱ期のカマドは、その初見より1世紀後出するものではあるが、現段階では佐久地方で最も古いものであり、佐久地方でのカマド出現期の様相を探るうえでの好資料となるものであろう。

なお、集落におけるカマドの出現が消費生活の自立化を示すものであり、石製模造品の保有が祭祀権の掌握を意味すると考えると、そこにおいて家父長的世帯共同体の自律化が窺えるとする見解(高橋 1971)がある。また、群馬県黒井峰遺跡では、6世紀後半の集落においての宅地の所有が明らかにされ(石井 1986)、家父長制評価の一要因ともなる宅地所有が考古学的には比較的古い時期から認められることを示している。かかる成果をふまえるなら、本遺跡に認められる単位集団が家父長的世帯共同体として自立しているものかどうかを当然検討してみなければならないであろう。しかし、文献史学の側では、家父長制世帯共同体の自立は少なくとも7世紀以降であるという見方が大勢で、鬼頭氏によるなら8世紀段階にあってもその自立には到達していないという(鬼頭 1977)。したがって、このような問題も残るので、本単位集団における家父長制のあり方等についての言及は、別の機会にゆずることとしよう。

(2) 古墳時代後期 (前田遺跡第Ⅲ期)

前田遺跡第Ⅲ期に位置付けられるのは、第Ⅱ区において検出された竪穴住居址1軒のみである。

6世紀末葉から7世紀初頭と考えられるこの竪穴住居址は、時間的にも空間的にも隔絶されるもので、3.5人程度の居住がなされていたものと推察された。単位集団として認識された前時期の集落とは明らかにその様相を異にするものである。それはいわば、後の平安時代にみられる「離れ国分」(中山 1976)と呼ばれるような単独住居と類似するように思われる。「離れ国分」の性格としては、鋤物師屋・木地屋といった特殊作業小屋、農民の季節的な作業小屋、浮浪人や逃亡民の住居等々が考えられている。

いずれにしても、この、単独住居の構成員のみにおいては、殊に水田経営を行うことは不可能と考えられる。その水利ひとつをとってみても、共同体的な協業なしには実現し得ないからである。ここにおいて具体的には表現できないが、その特殊性を想定しておくことに無理はあるまい。

(3) 奈良・平安時代 (前田遺跡第IV期～第VII期)

奈良時代を中心とした8世紀代から9世紀初頭にかかる時代が、本遺跡のいわば最盛期となることは繰り返し述べるまでもないであろう。この時代を、さらに4時期(第IV期～第VII期)に区分し、各時期の特質と集落の様相をこれまで明らかにしてきた。

本遺跡においては、8世紀代に入ると突如として集落が形成され、それが一世紀あまり継続された後、忽然と姿を消してしまうというきわめて特徴的な様相が浮かび上がってきた。それとともに、その集落においては竪穴住居址のみが存在するのではなく当初から掘立柱建物が顕在化しているという興味深い現象も把握された。殊に第I区においては、各時期において竪穴住居址と掘立柱建物がほぼ同数ずつ存在しているという事実が認められている。ちなみに、掘立柱建物では、住居と考えられるものが主体をなしたが、総柱の稲倉も確実に認められ、その他納屋等の客体的施設の存在も想定できた。

ここで、本遺跡の第I区の集落を取り上げてみた場合、前時期を通じてその構造が一定化している訳ではないことに気づく。竪穴住居と掘立柱建物の数を問題にするなら、第IV期から第VI期の3時期を通じてはその数が一定的で増減の少ない傾向が窺えるが、第VII期になって双方とも倍加するという大きな変化が認められる。しかし一方では、竪穴住居についてのみみたならば、その軒数は倍加しても、総床面積自体は1.5倍程度にとどまっていることも注意された。その背景には、大形竪穴住居の消滅と小形竪穴住居の増加という二つの現象が隠されていたのである。

ところで、奈良時代末から平安時代に及ぶにつれ、竪穴住居址の小形化という現象がみられることが以前から指摘されている。本遺跡の第VII期の様相は、まさにその竪穴住居址の小形化現象のなかで捉えられるものであろう。これまでその原因としては、律令的収奪による一般民衆の貧困化(和島・金井塚 1966)等が考えられていたが、真の原因とは他にあるように思われる。すなわち、「居住の分散化」ではないだろうかということである。本第VII期集落における小形竪穴住居址倍加の意味も、そこに求められるのではなからうか。⁽²⁾

そして、このような「居住の分散化」は、居住形態の分化(例えば釜屋と寝室の分離)を意味するのだろうか。あるいは、核家族化を意味するのかが。また、当時の家父長制世帯共同体の自立化なかにあつて「居住の分散化」がどのように位置付けられるかは興味深い。⁽³⁾

さて、本遺跡の第I区集落にあつては掘立柱建物と竪穴住居がほぼ同数存在していることは前

述した。一方、第Ⅱ区集落にあっては竪穴住居が主体的にみられ、掘立柱建物が付属するというあり方であった。中田英氏によれば、神奈川県内の当該期の集落には、掘立柱建物が竪穴住居と肩を並べるほど多数検出される「鳶尾型」の集落と、竪穴住居のなかに掘立柱建物が散見される「上浜田型」の集落が存在するという(中田 1983)。中田氏の言を借りるなら、本第Ⅰ区集落は「鳶尾型」に、本第Ⅱ区集落は「上浜田型」にそれぞれ比定されよう。隣接する集落においてこのような二者の構造が認められる事実は何を意味するのであろう。それは集落間のある種の格差を物語っているものとみられる。竪穴住居に比べ掘立柱建物の住宅は一步進んだ居住施設であり、集落内へのその取り込み方が集落の進歩度を測るバロメーターともなろう。したがって「鳶尾型」の第Ⅰ区集落より進歩的な新しい形の集落で、「上浜田型」の第Ⅱ区集落はいわば後進的な在地色の濃い集落ともみなせよう。

ところで、本集落が8世紀になって突如として形成され約一世紀続いた後、忽然とその姿を消してしまうということについては冒頭で述べた。かつて直木孝次郎氏は、古代集落の一類型としての「計画村落」の存在性を指摘されたことがある(直木 1965)。それは、「当該村落の外にある力——公権力——によって計画された村」であるという。その「計画村落」の存在を支持した高橋一夫氏は(高橋 1979)、その具体例として、栃木県井頭遺跡(栃木県教育委員会 1975)、千葉県村上遺跡(房総考古資料刊行会 1974)、千葉県中馬場遺跡(柏市教育委員会 1972)、千葉県山田水呑遺跡(山田水呑遺跡調査会 1977)等を挙げている。そして、それらの集落はいずれもある一定の時期に突如として出現し、ある一定の時期に突如として消滅してゆくような大集落であるという。本集落はまさしくその「計画村落」と同様な様相を示しているものではないかと考えられるのである。

それでは、本集落を「計画村落」であると考えた場合、それはいったいいかなる「計画」に基づいて施設されたものなのであろうか。ここにおいてまず問題としなければならないのが、本集落をとりまく歴史的環境である。

律令期にあっては、本鎗師屋遺跡群の北隣には「延喜式」記載の御牧「塩野牧」が展開していたものと思われる。また、官道として整備された東山道がこの付近を通過していたことも予想され、その駅家の一つである「長倉駅家」が本遺跡の近くに施設されたという説もある(一志 1957)。このような歴史環境と強い結びつきを示す発見が、隣接する野火付遺跡の調査によってなされた(御代田町教員委員会 1985)。野火付遺跡においては、それら御牧や駅家の馬ではないかと考えられる(堤 1986a)平安時代初頭の埋葬馬5頭が検出されたのである。本集落においても、F-36やH-48・H-66から馬歯が検出されており、馬とのかかわり合いが彷彿させられる。

ちなみに、「塩野牧」には少なくとも100頭程の馬は飼育されていたものとみられ(堤 前掲)、「長倉駅」には15匹の駅馬が置かれたとされている(『延喜式』)。厩牧令によれば、牧には牧長一

人と牧帳一人がおかれ、馬牛100頭の一団には牧子二人があてられたとみえる。この他飼丁・足工・騎士などがいたらしい。一方、駅では、駅馬一匹の飼育につき駅戸のうちの中中戸一戸があてられたとみえる。単純に考えれば、駅馬15頭の飼育には中中戸15があたったことになる。なお、『続日本紀』の文武天皇四年(700年)三月丙寅の条には、「令諸國定牧地放牛馬」とみえ、官牧成立の目安を8世紀初頭におくことができる。

前田遺跡に居住した人々は、そうした「長倉駅」あるいは「塩野牧」の経営に係わった人々ではなかったか。つまり駅経営や牧経営にあたって「計画」された村落が、本集落ではなかったかと考えられるのである。本集落において検出された円面硯や巡方は、その中の長期的な人物の所持品だったことも想定に難くなく、また、多量に認められた畿内系暗文土器は、本集落と中央との結びつきを考えさせる。なお、計画村落の建設には渡来人の労力によるところが大きかったとされる(直木 前掲)。本集落において普遍的に認められたカマド祭祀も、当初は渡来人系氏族間に沈潜した信仰であるともいわれている(桐原 1977)。このように、本集落を残した人々のなかには渡来人の影をも見出せるのではなからうか。

さて、本集落を残した人々は駅や牧経営に深く関わっていたとしながらも、一方では当然稲作に携わっていたとみなければなるまい。本集落から検出された稲倉と考えられる建物址はその証左といえようし、隣接する野火付遺跡では稲作を仄めかす「大田」という墨書が坏に認められている。また、駅や牧経営にあてられる駅田や牧田の存在も当然考えられよう。しかしいづれにしても、当時の人々の食生活を満たし得る稲作が当然どこで行われていたと考えなければならず、仮に第IV期・第I区の100名程度の集落をのみ取り上げて単純に計算してみても、その年間食料を満たし得る約230000㎡にもおよぶ水田⁽⁸⁾がいずれかに存在していなければおかしいことになる。その水田の存在候補地としては、遺跡中央の低地がまず挙げられようが(第487図)、本来ここに水田があったものかどうかについては、来年度に結果の出されるプラントオーバー分析によって明らかとなることを期待したい。

なお、ここにおいては、本集落が駅経営に係わるものなのか、あるいは牧経営に係わるものなのかという判断を下し得る直接的な証拠を持ち得なかった。そうした問題の解決の糸口が、今後継続されてゆく銚師屋遺跡群の調査のなかで見出し得れば幸いである。

註

- (1) また、第VII期となって竪穴住居址と掘立柱建物址の占地が近接し、両者の結びつきが強まると考えられるような様相も窺えた。
- (2) 他方で、竪穴住居址の増加の原因が人口の大幅増加にあるということも考えられよう。その場合それは自然的人口増加ではなく、移住による人為的人口増加と考えられる。もし仮に自然的人口増加(集落内での出産に基づく)を考えるなら、当該期の当初の第IV期から徐々に人口増加が認められるような現象(例えば竪穴住居址の軒数が徐々に増すような現象)がみられな

ればならないからである。しかしそのような現象は認められない。

一方、その集団移住による人口増加の可能性も薄いとみられる。その理由としては、堅穴住居址・孤立柱建物址が建て込みすぎていることが挙げられよう。新しい人々の居住がなされるとすれば、よほど狭い土地か特別の理由のない限りその占地にゆとりをもつのが常識だからである。

- (3) 前述したように鬼頭氏は、8世紀においてなお家父長的世帯共同体の自立には到達していないものと考えられている（鬼頭 1977）。

また義江明子氏も、家父長制家族の成立を9世紀以降に求めている（義江 1986）。

一般的には、いわゆる郷戸擬制説に基づくなら、家父長制の成立は遅く考えられようし、実態説に基づくならその成立を早く求めることができよう。

- (4) 孤立柱建物の充実度をもってするならば、佐久市分の前田遺跡にみる孤立柱建物の充実度はかなりのもので、ある意味でここが集落間の中核であったとも推察される。
- (5) 直木孝次郎氏は、計画村落は水田開発に強く結びついたものであると考えられている。
- (6) 計画村落の存在性については、いくつかの疑義が出されている（伊丹 1986、他）。
- (7) 桐原健氏の御教示による。
- (8) 100名の年間食料を満たし得る水田の面積230,000㎡とは次のように算出した。

かつて滝川政次郎氏が算出した（滝川 1944）標準房戸相当の10名の年間食料が稲627.8束であるとなると、100名の年間食料とは稲6278束となる。また、滝川氏によると当時の水田の1町あたりの平均的収穫は314束強とされている。したがって稲6278束を収穫する水田のひろがりとは、約20町ということになる。当時の1町は、現在の11400㎡にあたるので、約20町の水田とは現在の228000㎡の面積となる。

引用・参考文献

- 【ア】阿部義平 1971 「クロコ技術の復元」(『考古学研究』18-2)
 阿部義平 1976 「鈔帯と官位制について」(『東北考古学の諸問題』)
 天野 努・他 1974 「八千代市村上遺跡群」
 荒木 実 1978 「東山218号窯の古式須恵器について」(『古代人』33)
- 【イ】伊丹 徹 1985 「奈良、平安時代相模国の獨立柱建物」(『神奈川考古』20)
 伊丹 徹 1986 「奈良平安時代相模国の集落遺跡における大形住居址と獨立柱建物」(『神奈川考古同人会10周年記念論集』)
 石井克己 1986 「古墳時代後期の集落跡」(『季刊 考古学』16).
 一志茂樹 1957 『御代田の古史を探る』
 井上尚明 1985 「古代集落における獨立柱建物址について」(『土曜考古』10)
 井上光貞・他 1976 『律令』 日本思想大系3
 岩崎卓也 1982 「城の内遺跡・灰塚遺跡・生仁遺跡・馬口遺跡」(『長野県史』考古資料編1-2)
 岩崎卓也 1986 「古墳時代の社会」 追求めの視角 (『季刊 考古学』)
- 【オ】大川 清 1955 「カマド小考」(『落合』)
 小笠原好彦 1982 「東日本における獨立柱建物集落の展開」(『考古学論叢』)
 小川貴司 1976 「回転糸切り技法の展開」(『考古学研究』26-1)
- 【カ】柏市教育委員会 1976 『中馬場遺跡第三次発掘調査報告書』
 金井汲次 1971 「新井大ロフ遺跡」(『長野県考古学会誌』10)
 金井汲次 1982 「新井大ロフ遺跡」(『長野県史』考古資料編1-2)
 神奈川考古同人会 1983 『奈良・平安時代の諸問題』
- 【キ】菊池清人 1985 『佐久の交通史』
 鬼頭清明 1977 「八世紀における社会構成史的特質」(『日本史研究』187)
 鬼頭清明 1985 『古代の村』 岩波書店
 桐原 健 1977 「古代の東国における電信仰の一側面」(『国学院雑誌』78-9)
 桐原 健 1981 「かまどといろり」(『月刊百科』)
 桐原 健 1982 「神座としての庭電」(『伊那路』)
- 【ク】工東善通 1977 「壑穴住居と高床住居」(『日本の建築』1 古代1)
 黒坂勝美 1985 『延喜式』 吉川弘文館
- 【コ】河野喜映 1983 「3. 奈良・平安時代の鶴見川流域」(『奈良・平安時代の諸問題』)
 児玉幸多 1982 「古代の官牧について」(『論叢 房総史研究』)
 古墳時代土器研究会 1984 『古墳時代土器の研究』
 駒見和夫 1984 「古代における炉とカマド」(『信濃』36-4)
 小諸市教育委員会 1981 「五ヶ城遺跡」
 小諸市教育委員会 1983 「管根城遺跡」
 小諸市教育委員会 1983 「野火付古墳」
 小諸市教育委員会 1984 「久保田遺跡」
 近藤義郎 1959 「共同体と単位集団」(『考古学研究』6-1)
- 【サ】酒井清治 1981 「房総における須恵器生産の予察」(『史鑑』13)
 坂崎秀一 1982 「八重原窯跡」(『長野県史』考古資料編1-2)
 佐久市教育委員会 1972 『下前田原古墳群発掘調査報告書』

- 佐久市教育委員会 1976 「市道」
- 佐久市教育委員会 1984 「若宮遺跡」
- 佐久市教育委員会 1985 「鑄師屋遺跡」
- 佐久埋蔵文化財調査センター 1986 「西裏・竹田塚」
- 笹沢 浩 1976 「ウ 奈良・平安時代の土器について」(『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』諏訪市その4)
- 笹沢 浩 1982 「駒沢新町遺跡」(『長野県史』考古資料編1~2)
- 笹森健一・他 1978 「埼玉県上福岡市川崎遺跡(第3次)、長宮遺跡発掘調査報告書」
- 佐原 眞 1979 「手から道具へ石から鉄へ」(『図説日本文化の歴史』1)
- 【シ】白倉盛男 1985 「III 層序」(『野火付遺跡』)
- 【タ】高島忠平 1971 「平城京東三坊大路東側出土の施釉陶器」(『考古学研究』57-1)
- 高橋一夫 1971 「石製模造品出土の住居址とその性格」(『考古学研究』18-3)
- 高橋一夫 1975 「和泉・鬼高期の謎問題」(『原始古代研究』I)
- 高橋一夫 1979 「報告1 計画村落について」(『古代を考える』20)
- 高橋一夫 1986 「生活遺構・遺物の変化の意味するもの」(『季刊 考古学』)
- 滝川政次郎 1944 「律令時代の農民生活」
- 滝沢 亮 1985 「古代東国における鉄製紡輪車の研究」(『物質文化』44)
- 竹中工務店仮設道路用地内遺跡調査会 1985 「すくじ山下遺跡」
- 田名綱宏 1985 「東山道」(『信濃路』47)
- 田辺昭三 1981 「須恵器大成」
- 丹野雅人 1985 「N○769遺跡」(『多摩ニュータウン遺跡』-昭和57年度)
- 【ツ】堤 隆 1985 「平安時代の埋葬馬について」(『野火付遺跡』)
- 堤 隆 1986 「野火付遺跡における平安時代の埋葬馬をめぐって」(『信濃』38-4)
- 鶴岡正昭 1985 「武蔵国における鉄製の型式分類とその編年の予察」(『法政考古』10)
- 【テ】寺沢知子 1986 「祭祀の変化と民衆」(『季刊 考古学』16)
- 【ト】東洋大学未来考古学研究会 1982 「シンポジウム 盤状坏」
- 栃木県教育委員会 1975 「井頭」
- 富山 博 1974 「正倉建築の構造と変遷」(『日本建築学会論文報告書』216)
- 【ナ】直木孝次郎 1965 「古代国家と村落」(『ヒストリア』42)
- 永井規男 1985 「秋田の埴塚家屋」(『家』日本古代文化の探究)
- 長岡史起 1986 「遺物の出土位置からみた竪穴住居の居住空間について」(『神奈川考古同人会10周年記念論集』)
- 中田 英 1981 「古代東国集落における掘立柱建物の一考察」(『神奈川考古』12)
- 中田 英 1986 「古代東国の一集落における一軒の住居址の性格について」(『神奈川考古同人会10周年記念論集』)
- 中田 英・伊丹 徹・他 1983 「向原遺跡」
- 中村 浩 1980 「5. 須恵器」
- 中山吉秀 1976 「離れ園分考」(『古代』61)
- 【ニ】西 弘博 1971 「土器様式の成立とその背景」(『考古学論考』)
- 西山克己 1984 「東国出土の暗文を有する土器(上)」(『史館』17)
- 西山克己 1985 「東国出土の暗文を有する土器(下)」(『史館』18)

- 【ハ】花岡 弘 1976 「第2号住居址・第3号竪穴状遺構」(『市道』)
 林部 均 1986 「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」(『考古学雑誌』72-1)
 林 幸彦 1982 「石附製炭窯跡」(『長野県史』考古資料編1-2)
 原島礼二 1965 「七世紀における農民経営の姿質」(『歴史評論』117・179・181)
- 【ヒ】比田井克仁 1985 「7世紀における多摩地方の土器様相」(『研究論集』3)
 比田井克仁・他 1982 「多摩ニュータウン地域の古代(1)」(『研究論集1』) 東京都埋蔵文化財センター
- 【フ】福島邦男 1986 「御牧ヶ原・八重原における古窯址研究の推移」(『長野県考古学会誌』No53)
 福田健司 1983 「II 南武蔵地域」(『シンポジウム 奈良・平安時代の諸問題』)
- 【マ】松村恵司 1977 「土師質須恵器環形土器の分類」(『山田水呑遺跡』)
 松村恵司 1983 「古代稲倉をめぐる諸問題」(『文化財論壇』)
- 【ミ】宮本長二郎 1986 「5 住居」(『日本考古学』4)
 御代田町教育委員会 1975 「馬瀬口下原古墳」
 御代田町教育委員会 1985 「野火付遺跡」
 御代田町教育委員会 1985 「大沼遺跡」
 御代田町教育委員会 1985 「宮平遺跡」
- 【ム】村山好文 1982 「房総における和泉式土器様相」(『日本考古学研究所集報』V)
- 【モ】望月教育委員会 1986 「岩清水遺跡」
- 【ヤ】山口直樹 1977 「III. 出土鉄製の集成と考察」(『山田水呑遺跡』)
 山田水呑遺跡調査団 1977 「山田水呑遺跡」
- 【ヨ】磯江明子 1986 「古墳時代の社会構造」(『季刊 考古学』)
 吉岡康暢 1983 「第二章 奈良平安時代の土器編年」(『東大寺横江庄遺跡』)
 吉田 晶 1980 『日本古代村落史序説』塙書房
 吉田 孝 1976 「律令制と村落」(『日本歴史』3)
- 【ワ】和島誠一・金井翠良一 1966 「2 集落と共同体」(『日本の考古学』V)
 渡辺泰伸 1976 「仙台市大蓮寺窯跡発掘調査報告」(『陸奥国官窯跡群』II)

前田遺跡出土材の樹種同定

パリノ・サーヴェイ株式会社

(1) 試料

試料は1点で、H-32号住居址P₄から検出された主柱とされる材である。

(2) 方法

試料は乾燥・収縮し、表面には無数の割れ目が入っていた。これを水で煮て軟化させたのち、その一部を切出し、剃刀の刃を用いて木口・柾目・板目三面の切片を作成、ガム・クロラル(Gum Chloral)で封入、生物顕微鏡で観察・同定した。同時に、顕微鏡写真図版(図版百八十五)も作成した。一方、残りの試料はアルコールを用いて脱水し、再び乾燥させた。

(3) 結果 (図版百八十五)

試料は、クリ (*Castanea crenata*) と同定された。その主な解剖学的特徴は次のようなものである。

環孔材で孔圏部は1~2列、孔圏外で急激に管径を減じのち漸減しながら火炎状に配列する。大道管は単独、横断面では円形~楕円形、小道管は単独および2~3個が斜(放射)方向に複合、横断面では角張った楕円形~多角形、ともに管壁は薄い。道管は単穿孔を有する。放射組織は同性、単列、1~15細胞高。柔組織は周囲状および短接線状。年輪界は明瞭。

クリは北海道西南部・本州・四国・九州の山野に自生し、また植栽されるブナ科の落葉高木である。材はやや重硬で、強度は大きく、加工はやや困難であるが耐久性が高い。土木・建築・器具・家具・薪炭材、楢木や海苔粗朶などの用途が知られている。樹皮からはタンニンが採られ、果実は食用となる。各地の遺跡からの出土例の多い樹種の一つである。強度・耐久性に優れることから、住居主柱として用いるには適した材といえる。

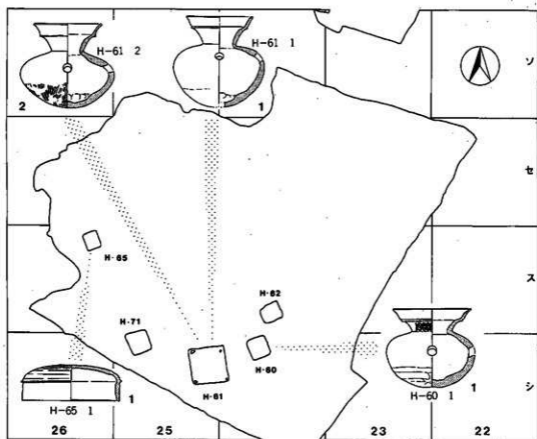
前田遺跡の初期須恵器について

木下 亘

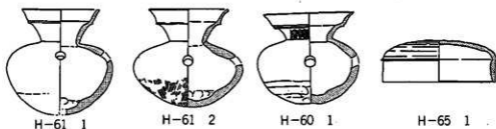
前田遺跡は、古墳時代から平安時代に及ぶ大規模な集落遺跡である。今回の発掘調査に於いて、古墳時代の住居址3軒より初期須恵器が検出されている(第1図)。

H-60号住居址より甕1点、H-61号住居址より甕2点、H-65号住居址より坏蓋1点の合計4点の須恵器である。これらの須恵器は、いずれも古式の様相を示し、初期須恵器の範疇でとらえられるものである。

従来より当地域では、初期須恵器の出土は多いとは言えず、この点からも前田遺跡の初期須恵器は、当該地域への須恵器導入時期と考える上で、一つの重要な資料を呈示したと言えよう。又



第1図 前田遺跡第1期集落と初期須恵器の分布



第2図 前田遺跡出土初期須恵器

供伴土師器が多い点からも好資料である。

先ず、各住居址出土の須恵器について、その諸特徴を観察した上で、所属型式を明らかにしていきたいと思う。

H-60号住居址からは、1の甕1点が検出されている。口径9.9cm、器高9.8cmを各々はかるほぼ完形品である。頸部は短く、又大きく外反している。その基部は太く作られている。口縁部は、頸部より更に屈曲、外反するが、それを画する稜線は、やや鋭さに欠けている。口縁端部には凹線が巡り段をなしている。頸部には、単位14本ほどの櫛描波状文が一条施文されている。体部は、その中央上位に最大径をもつ扁球形を呈し、やや上方から円孔を穿っている。体部には文様帯はみられない。全体に器壁が厚く作られている。

手法面からみると、底部口外はヨコナデ調整によっている。底部は、弱いヘラケズリによって仕上げられている。

口縁部内外面及び肩部外面、内面底部付近には、自然釉の付着が認められる。色調は内外面共に暗灰色を呈し、焼成は良好、堅緻な仕上がりである。

H-61号住居址では、2点の甕が検出された。

1の甕は、口径8.6cm、器高約11.5cmをはかるものである。頸部はその基部が細くしまっており、そこからハの字状に外反する。頸部と口縁部を界する稜線は鋭く作られている。口縁端部は水平面をなし段をなさない。体部は肩が良くなり、その最大径は上位3分の1に存在する。底部は尖り気味に作られている。肩部には上方から比較的径の小さい円孔が穿たれている。

手法面からみると、口縁部、体部共に丁寧なヨコナデ調整によっている。底部は入念なナデ調整が行われているが、成形時の粘土巻き上げの痕跡を認める事が出来る。又、肩部内面には、頸部接合時の指頭痕跡を顕著に残している。

口頸部内面及び肩部には、深緑色を呈する自然釉を厚く被っている。色調は内外面共に黒色～褐色を呈し、断面はアズキ色である。焼成は良好で堅緻な仕上がりである。

もう1点の甕2は、口径8.8cm、器高10.6cmをはかるほぼ完形品である。細くしまった頸基部から頸部は大きく外反する。頸部と口縁部を画する稜は鋭く突出している。口縁部は頸部に屈曲し、

緩やかに外方へのびる。口縁端部は、平坦に仕上げられている。口頭部の形態は、端部を除くと1の壺と近似している。体部はあまり肩の張らない扁球形を呈し、その最大径は中央に位置している。中央やや上方に円孔が穿たれている。

手法面では、底部以外はヨコナデ調整である。底部外面は細くこまかい平行叩きがなされている。特に中央部分では、叩き目が交叉し、一部格子状を呈する部分も認められる。底部内面には叩き成形時のアテ具痕跡を明瞭に残している。全体に器壁は厚く作られている。

色調は暗灰色を呈し、焼成は良好である。又、胎土に微砂粒を多く含んでいる。

H-65号住居址からは、1の坏蓋1点が検出された。口径12.5cm、器高4.6cmをはかる完形品である。口縁部は垂直に立ち上がり、口縁部と天井部を界する稜は鋭く突出している。口縁端部は平坦に仕上げられている。

手法上からみると、天井部は回転ヘラケズリ、他はヨコナデ仕上げである。回転ヘラケズリは、その削りの幅も狭く入念になされており特徴的である。

色調は内外面共に暗灰紫色を呈し、焼成はやや悪く軟質である。胎土は精良で、砂粒はほとんどみられない。

以上、各住居址出土の須恵器について、形態・手法上の特徴を記述してきた。

次にこれらの観察から、各須恵器の編年的な位置付けを行っておきたい。

H-60号住居址出土の1の壺は、頸基部も若干太くなりつつあり、頸部も短く大きく外反している。口縁端部も段をなしており、新しい様相を示している。以上の諸点からこの壺は定型化以後のものと考えられ、TK208型式に対比することが出来よう。

H-61号住居址の1の壺は、頸基部が細くしまり、頸部も高さを有している。又、体部は肩が良くはり、尖り底を呈する特徴的な形態を有している。又、手法面でも底部まで入念にヨコナデ調整がなされている。これらの諸点からTK73型式の特徴を良く示していると言えよう。もう1点の2の壺は、体部最大径が中位にあり、1の壺よりやや新しい様相を持っている。しかし全体的には定型以前の形態を示すと見え、TK216型式に対比するのが妥当であろう。

H-65号住居址の坏蓋は、天井部にあまり丸味を持っておらず、偏平な感を受ける。稜線は鋭く突出し、口縁端部は僅かに丸味を有するが、ほぼ平坦に仕上げられている。天上部に施されるヘラケズリもその幅が狭く入念になされている。以上からこの坏蓋はTK216型式でもやや新しい段階に位置付けられると思われる。

これらをまとめてみると、

- H-60号住居址 壺 —— TK208型式
 H-61号住居址 壺 1 —— TK73型式
 壺 2 —— TK216型式
 H-65号住居址 坏蓋 1 —— TK216型式



H-25号住居址出土 坏 (1:4)
 (佐久市教育委員会 1981)

第3図 佐久市舞台場遺跡
 初期須恵器

この様にH-61号住居址のものが最古式に、H-60号住居址のものが一番新しく位置付けられよう。

次に当遺跡周辺地域の初期須恵器についても概観しておきたい。

隣接する佐久市域に於いても近年、僅かながら当該期の資料が蓄積されつつある。

佐久市舞台場遺跡H-25号住居址から、初期須恵器の坏身と考えられる小破片が検出されている。⁽¹⁾口縁部を欠失しているため、全体の形態を明確にし難いが、恐らく釜形と称される坏身に近似するものと思われる。受部直下に櫛描の稚拙な波状文を施し、底部は不定方向のナデ調整によって仕上げられている。又、この土器は環元焼成されておらず、生焼の状態である。これらの特徴からTK73型式に対比しようとする。同様の形態を呈し、受部下に櫛描波状文を巡らす例は、尾張地域で比較的多く認められる。

次に佐久市大字前山所在の中道遺跡H-3号住居址出土の甕があげられる。口径10.3cm、器高11.3cmをはかる完形品である。頸部はその基部がやや太く、口縁部に向かって大きく外反している。口縁部には櫛描波状文が施される。この甕にはTK216型式をあてることが出来る。

古墳出土のものとしては、佐久市大字岩村田所在の北西久保遺跡14号墳周溝内より甕1点が検出されている。口径9.2cm、器高約10.5cmほどをはかるものである。口縁部は細くしまった頸基部より外方へ大きく広がる。頸部には櫛描波状文が施され、頸部と口縁部を界する稜線は鋭くつくられている。口縁端部は僅かに凹面をなしている。体部は中央やや上位に最大径をもち、肩部に凹縁が一条巡っている。その直下には櫛描波状文が1条施される。手法上では、底部付近を丁寧な手持ヘラケズリで仕上げている点が注目出来る。この甕は、明らかに定型化と認めることが出来るがその調整手法については、手持ヘラケズリという古い技法が用いられており、注意すべき遺物の一つである。

最後にやや時期は降るものの、佐久市大井城遺跡H-2号住居址より、まとまった資料が検出されている。坏壺4点、坏身1点である。この内坏壺3点と坏身は、施される回転ヘラケズリの範囲も狭くなり、口縁端部も段はなすものの鋭さは認められない。口径も11cmほどで小形である。これらからみてTK47型式に位置付けられるであろう。もう1点の坏壺は、他に比較して、稜も鋭く突出しており、天井部のヘラケズリも入念である。口縁部は垂直に立ち上がっている。口縁部には丸味をもっているが、全体としてはTK208型式に対応すると思われる。

以上、周辺地域の初期須恵器も含めてその概略を記述して来た。

終わりに、前述の須恵器について若干の検討を行っておきたい。

先ず、これら須恵器の生産地について考えてみたい。現在、当該地域では、この段階に概当する窯址は未発見である。更に集落などに於いても出土数は少なく、その特徴の抽出など十分な検討はなしえない。しかしながら、その全てが陶邑窯から搬入されたとは、一概に言い切れない面も存在している。例えば、前述の佐久市北西久保遺跡14号墳周溝出土の甕は、定型化した器形に

手持ヘラケズリという、TK73型式に特徴的に認められる古い技法が使用されている。この様に形態と調整技法上の特徴に若干のズレが認められる点は、その生産地を考える上で一つの重要な視点となろう。又、舞台場遺跡出土の坏身の様に、尾張地方の影響を考えうる資料も存在している。

長野県内で、初期須恵器生産の可能性を考えうる地域として、善光寺平域を挙げることが出来る。長野市信更町松ノ山窯址は、6世紀初頭、TK47型式に対比することが出来、この段階では確実に須恵器生産を確認することが出来る。⁽²⁾更に周辺の更埴市域では、森将軍塚古墳を始めとして多くの初期須恵器が検出されている。これは土口将軍塚古墳にみられる格子叩き技法の埴輪の存在とも呼応して、初期須恵器生産の可能性を考えうる地域である。

須恵器生産、特にその初期の段階は、その地域の古墳の動向と密接に関連し、導入、展開するものと思われる。この面から佐久平域をみた場合、善光寺平域の様に顕著な古墳分布を深めることは出来ない。よって、当地域に、須恵器生産そのものが導入された可能性は低いものと言えよう。

何れにしても、5世紀代の遺跡が比較的稀薄な当地域に、初期須恵器が搬入される背景は、今後、資料の増加を待ち、更に検討されねばならない課題と言えよう。

本文をなすにあたり、前田遺跡の須恵器については、御代田町教育委員会堀隆氏より御教示頂いた。又、佐久市内の資料実見については、佐久市教育委員会林幸彦、羽毛田卓也氏、佐久埋蔵文化財調査センター、高村博文、三石宗一、小山岳夫氏のお世話になった。記して感謝いたします。

註

- (1) 佐久市教育委員会 1981 『舞台場』
- (2) 菅沢浩・原田勝美 1974 「長野県下出土の須恵器(以下)」(『信濃』26-9・11) 信濃史学会
- (3) 岩崎卓也・他 1985 「森将軍塚古墳」(『保存整備事業第4年次発掘調査概報』) 更埴市教育委員会

前田遺跡出土土器の蛍光X線分析

奈良教育大学 三辻 利一

(1) 胎土分析による産地推定の考え方

土器の素材は粘土である。粘土を1350℃の高温で焼成しても、その化学特性に変動がないことは粘土の焼成実験によって確かめられた。この結果、土器のもつ化学特性は素材粘土のもつ化学特性ということになる。

各地の土器の化学特性がわかれば、古墳や遺跡出土の土器を分析し、その化学特性が何処の土器のそれに対応するかを調べることによって産地を推定することができる。そのためには、各地の土器を分析し、その化学特性を整理しておかなければならない。このような基礎データを得る上に都合のよい土器が須恵器である。何故なら、須恵器を焼成した窯址（生産地）は全国各地で発見されており、そこには多数の須恵器片が埋蔵されていることがわかったからである。これらの須恵器を多数分析すれば、各地の須恵器の化学特性、言い換えれば、各地の粘土の化学特性が知られる。勿論、窯跡出土須恵器には天然物特有のばらつきがある。そのため、1窯跡について1点の須恵器のみの分析では、その窯跡出土須恵器の化学特性を十分には把握できない。通常、1窯跡について、10～30点の須恵器片を分析する。そうすると、全国各地に発見されている数千基の窯跡出土須恵器を分析するためには、少なくとも数万点にのぼる試料の分析が必要である。このように多数の試料の分析を可能にするのはエネルギー分散型蛍光X線分析法のみである。筆者のところでは年間、3000～4000個の試料を分析している。通常、この装置で測定される土器中の含有元素はK、Ca、Fe、Rb（ルビジウム）、Sr（ストロンチウム）の5元素である。また、この方法の分析精度はどの元素についても、変動係数にして5～10%程度である。一方、1窯跡出土須恵器を分析すると、変動係数にして20～30%程度ばらつきのが普通であり、この研究を遂行する上にこの分析法のもつ精度で十分である。これ以上の精度をもつ分析法を使っても、試料そのものがばらついているので無意味である。

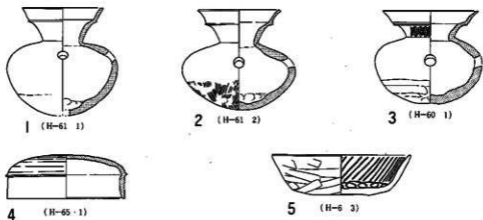
さて、筆者は過去十年間にわたって全国各地の窯跡出土須恵器を分析してきた。この結果、各地の須恵器にばらつき以上に大きな地域差があることが見つけられた。また、同一窯跡群、言い換えれば、同じ地質構造をもつ地域内の窯跡出土須恵器はたとえ、窯の操業年代が奈良時代、平安時代という具合に違っていても、同じ化学特性をもつこともわかった。このことは全国どこの

窯跡群についても成立し、素材粘土は地元産であることを示唆する。もし、素材粘土を現代窯業におけるように遠方から運び込むとすれば、どこかの窯跡群には化学特性の異なる須恵器を出す窯が見つかる筈である。そのような窯はこれまでのところ皆無である。さらに、各地の窯跡出土須恵器のもつ化学特性は窯の後背地を作る岩石の化学特性に支配されていることも明らかにされている。このように、全国各地の窯跡から出土した須恵器の分析データから素材粘土は地元供給であるとする説が有力である。そうすると、仮に、長野県下に5世紀代の未発見の窯跡があるとしても、7、8世紀代の窯跡出土須恵器と同じ化学特性をもった須恵器を出すはずである。また、地質構造、つまり、基盤岩石の化学特性からみて、大阪陶邑産須恵器と同じ化学特性をもつ須恵器は長野県下では製作されてないはずである。したがって、もし、大阪陶邑産須恵器と同じ化学特性をもつ須恵器が長野県下の遺跡で発掘されたとなると、これは大阪陶邑から運び込まれたとしか考えようがない。このように、遺跡出土須恵器の分析結果をまず地元の窯跡出土須恵器の化学特性に対応させてみる。対応すれば地元産と考える。対応しないときには、同時代の有力な須恵器生産地の須恵器と対応させる。5世紀代では大阪陶邑がもっとも有力な対照生産地となる。これが胎土分析による須恵器の産地推定の基本的考え法である。

以下に、長野県御代田町の前田遺跡から出土した、5世紀代と推定される須恵器と8世紀代と推定される土師器（第1図）の分析結果について報告する。

(2) 分析法

須恵器資料は表面の灰釉を削りおとしたのち、タングステンカーバイド製乳鉢（硬度9.5）の中



第1図 前田遺跡蛍光X線分析対象土器

で100～200メッシュ程度に粉碎した。灰釉を削りおとす理由は、灰釉はK、Ca、Rb、Srに富んでおり、そのまま粉碎すると、土器の分析結果に影響を及ぼすからである。

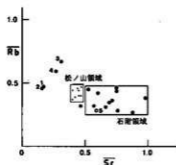
次に、粉末試料を塩化ビニール製リング枠の内にいれて約15トンの圧力でプレスし、直径20mm、厚さ3mmのコイン状の錠剤を作成した。この錠剤にX線を照射し、発生する2次X線（蛍光X線という）をエネルギー分散蛍光X線分析装置で測定した。K、CaはTiを2次ターゲットにして真空中で、また、Fe、Rb、SrはMoを2次ターゲットにして空气中で測定した。岩石標準試料JG-1を標準試料にして定量分析を行った。分析値はJG-1による標準化値で標示した。

(3) 分析結果

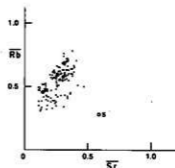
第1表に分析結果を示す。この結果に基づいて、はじめに、前田遺跡出土須恵器が地元産であるかどうかの目安をつけるため、Rb-Sr分布図上で地元窯に対応させてみた。Rb-Sr分布図を最初に描くのはこの分布図が各地の須恵器の地域差をよく表示し、どこの産地のものかを大まかに目安をつける上に役立つからである。地元窯としては、時代は異なるが、長野市の松ノ山窯、佐久市の石附窯を選択した。その結果を第2図1に示す。松ノ山領域、石附領域はこれらの窯跡出土須恵器をほとんど包含するようにして定めた。この領域は定量的意味をもつものではなく、これらの窯の須恵器はこの領域に分布するということを示す定性的な意味をもつ領域である。定量的に産地推定を行うためには、全因子を統計的手法でまとめて計算し、マハラノビスの汎距離を計算しなければならない。今回はそうしなくても、図面上における定性的な産地推定法でも十分結果を理解できるので、作図法の理解のし易さを優先させて作図法による産地推定を行った。第2図1よりNa1、2、3、4の須恵器は4点とも地元窯には対応しないことがわかる。Na5の土師器のみは石附窯領域に対応する。土師器は窯跡（生産地）が残っていないため、その産地推定法の開発は遅れている。ここでは須恵器のデータを参考にして分析結果を考察することにした。第2図1よりNa5の土師器は4点の須恵器とは別の胎土であることは明らかである。

第1表 前田遺跡出土土器の分析値

Na	出土遺構	器種	器形	K	Ca	Fe	Rb	Sr	備考
1	H-61号住居址	須恵器	甕	0.367	0.069	2.24	0.471	0.167	5世紀後半
2	H-61号住居址	須恵器	甕	0.380	0.058	2.61	0.455	0.159	5世紀後半
3	H-60号住居址	須恵器	甕	0.485	0.113	1.76	0.676	0.312	5世紀後半
4	H-65号住居址	須恵器	蓋	0.496	0.116	2.72	0.594	0.267	5世紀後半
5	H-6号住居址	土師器	坏	0.360	1.47	3.57	0.278	0.592	8世紀前半

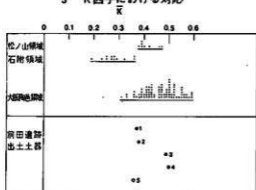


1 Rb-Sr分布図における地元窯との対応

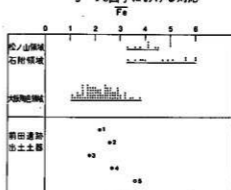


2 Rb-Sr分布図における大坂陶器窯との対応

3 K因子における対応



5 Fe因子における対応



4 Ca因子における対応



第2図 前田遺跡出土土器の各因子の分布と他遺跡との対応

次に、4点の須恵器が地元産ではないとなると、5世紀代の最大の須恵器生産地である大阪陶色の須恵器と対応させなければならない。その結果を第2図2に示す。この図には大阪陶色のTK-73、TK-87、TK-306、TG-22、TK-85、ON-22、TK-305、TK-218、TK-37、TK-303、TK-67、TK-109、TK-15、ON-44、ON-34などの窯跡出土須恵器もプロットしてある。そうすると、前田遺跡出土の須恵器は4点とも大阪陶色産須恵器によく対応していることがわかる。

以上の結果、前田遺跡出土の5世紀代と推定される4点の須恵器は大阪陶色産の可能性が出て来た。この推定をさらに確実なものにするためには、他の因子についても大阪陶色に対応させなければならない。第2図3にはK因子を対応させてある。4点の須恵器は大阪陶色領域による対応している。第2図4にはCa量を比較してある。地元産の須恵器に対し、大阪陶色産の須恵器にはCa量が少なく、完全に相互識別は可能である。そうすると、前田遺跡の4点の須恵器はすべて大阪陶色領域に対応する。No5はCa量が多く、この図では右端にはみ出してしまふ。第2図5にはFe因子を比較してある。地元産に比べて大阪陶色産の須恵器にはFe量が少なく、Fe因子でも相互識別は可能である。そうすると、前田遺跡の須恵器は4点とも大阪陶色領域に対応することがわかる。

以上の結果、前田遺跡の4点の須恵器はRb-Sr、K、Ca、Feの全因子で大阪陶色領域に対応し、地元産の須恵器には対応しないことが明らかになった。したがって、これら4点の須恵器は大阪陶色からの搬入品であると推定される。一方、土師器の方はRb-Sr、Ca分布図などで大阪陶色領域から大きくずれており、畿内からの搬入品とは考え難い。むしろ、石附窯跡の須恵器に対応しており、長野県内産である可能性の方が大きい。ただ、土師器の産地推定法の開発は遅れており、今後、各地の多数の土師器の胎土分析のデータを集積していく過程で、より明確に産地推定されることであろう。

圖 版

図版一 前田遺跡付近の航空写真



前田遺跡付近の航空写真



第I区航空写真（セーチー36～40グリッド）



第I区航空写真（シーセー40～44グリッド）



第II・III区航空写真(ターチー20~25グリッド)



第II区航空写真(シーゾー22~26グリッド)



第V区航空写真(テ〜ニ-36〜41グリッド)



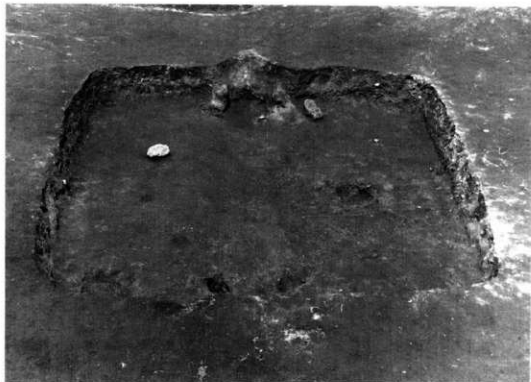
第V区航空写真(ナ〜テ-38〜42グリッド)



第Ⅳ区航空写真（トーニー31～34グリッド）



重機による表土剥ぎ（第Ⅰ区 スー42グリッド付近）



H-1号住居址



H-1号住居址カマド



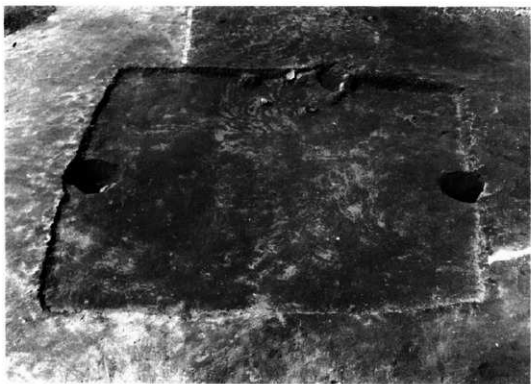
H-2号住居址



H-3号住居址



H-3号住居址カマド



H-4号住居址



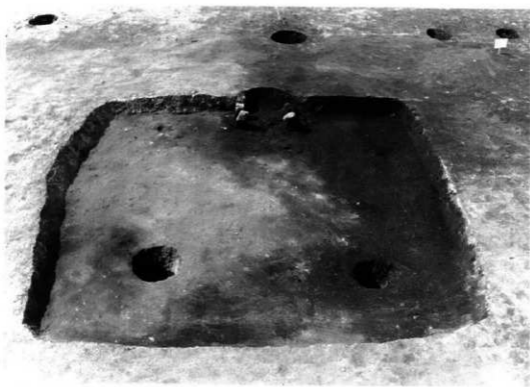
H-4号住居址カマド



H-5号住居址



H-5号住居址遺物出土狀態



H-6号住居址



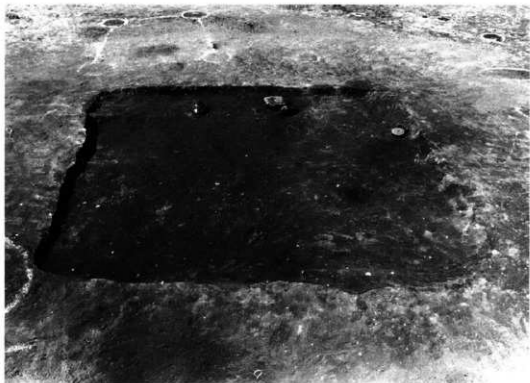
H-6号住居址カマド



H-6号住居址遺物出土状態



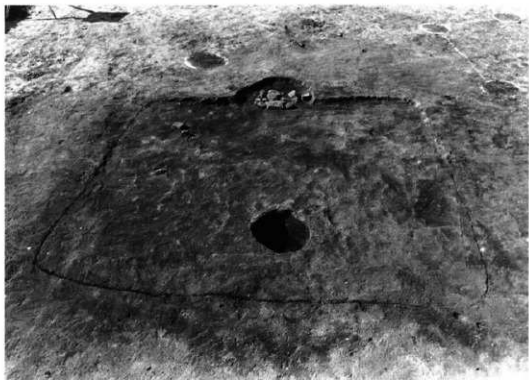
H-6付近の調査



H-7号住居址



H-7号住居址遗物出土状态



H-8号住居址



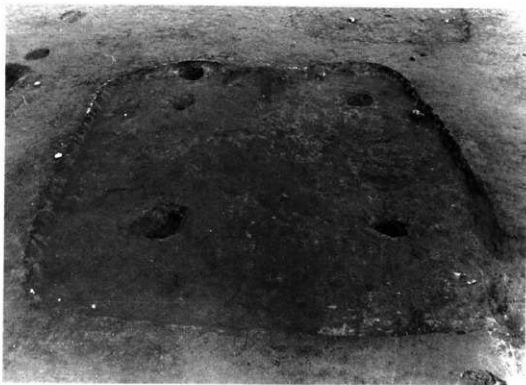
H-8号住居址カマド



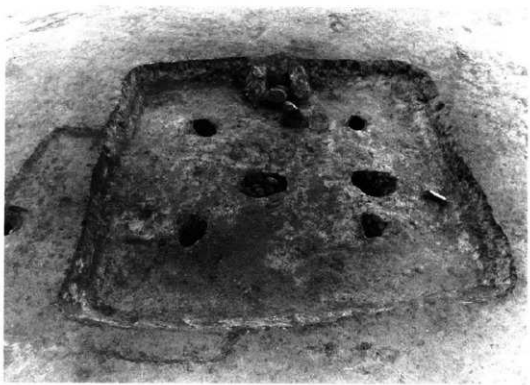
H-9号住居址



H-9号住居址カメラ



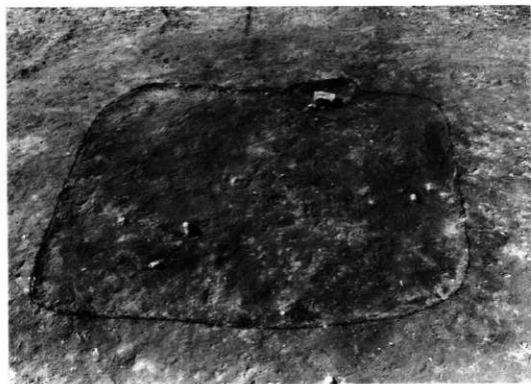
H-10号住居址



H-11号住居址



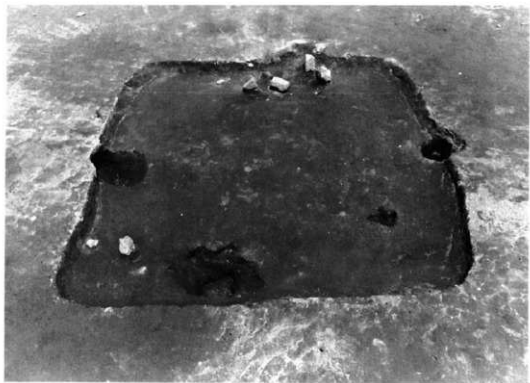
H-11号住居址カマド



H-12号住居址



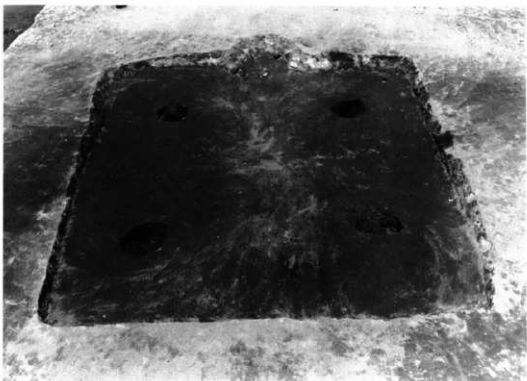
H-12号住居址カマド



H-13号住居址



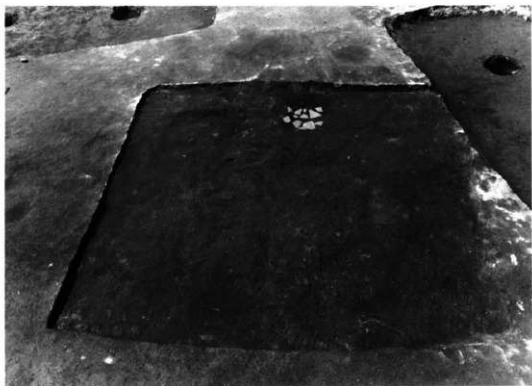
H-13号住居址カマド



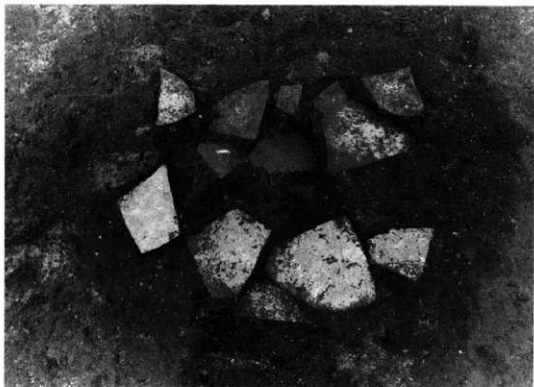
H-14号住居址



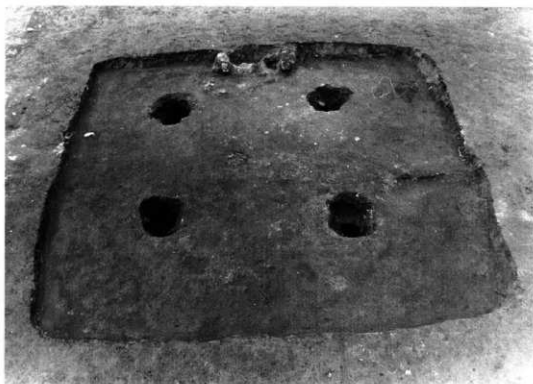
H-14号住居址カマド



H-15号住居址



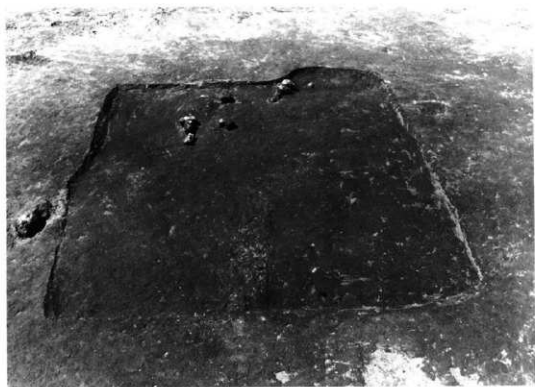
H-15号住居址遺物出土狀態



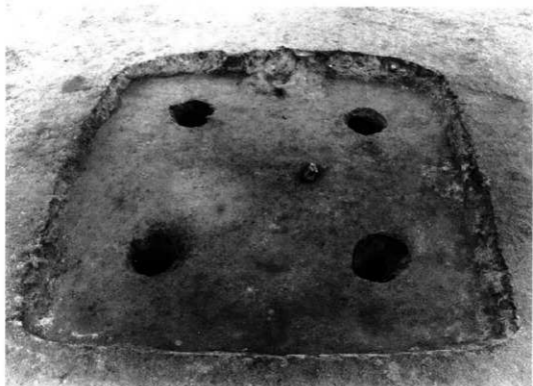
H-16号住居址



H-16号住居址カマド



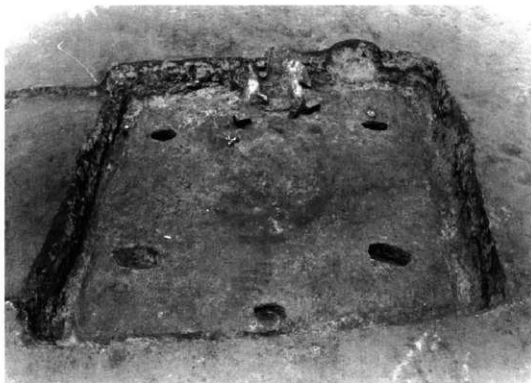
H-17号住居址



H-18号住居址



H-18号住居址カマド



H-19号住居址



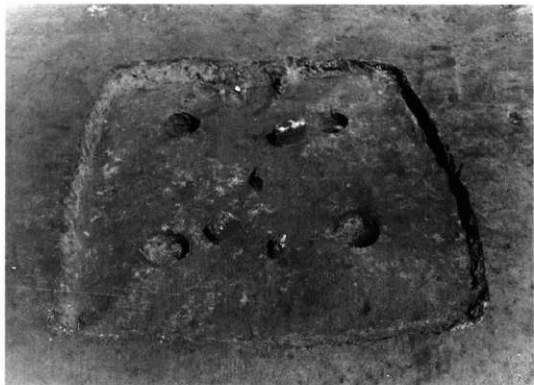
H-19号住居址カマド



H-20号住居址



H-20号住居址カマド



H-21号住居址



H-21号住居址カマド



H-21号住居址遺物出土状態 (P-2)



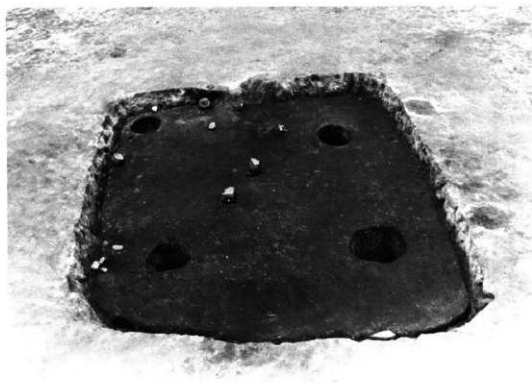
調査風景



H-22号住居址



H-22号住居址カマド



H-23号住居址



H-23号住居址カマド



H-24号住居址



H-24号住居址カマド



H-25号住居址



H-25号住居址カマド



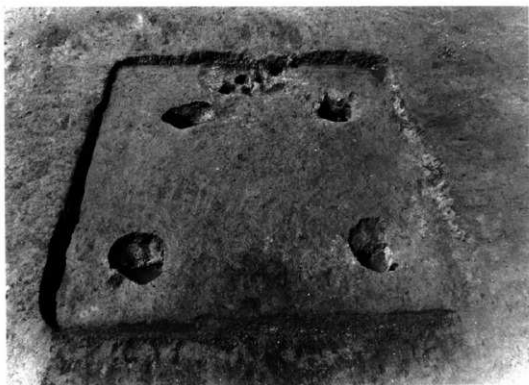
H-26号住居址



H-26号住居址カマド



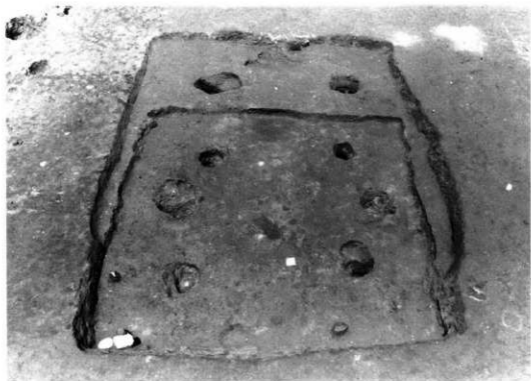
H-27号住居址



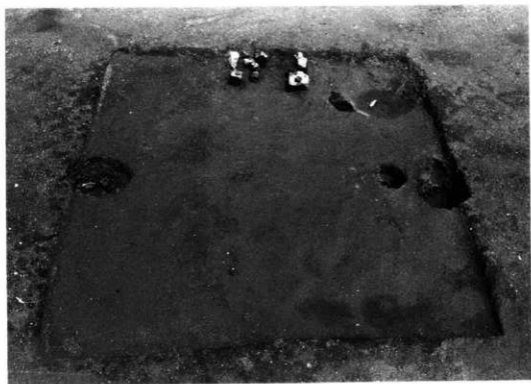
H-28号住居址



H-28号住居址カマド



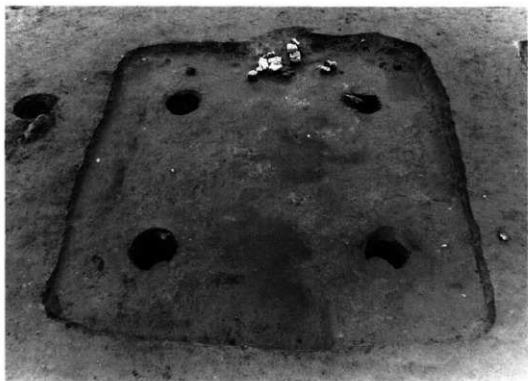
H-29号住居址



H-30号住居址



H-30号住居址カマド



H-32号住居址



H-32号住居址カマド



H-33号住居址



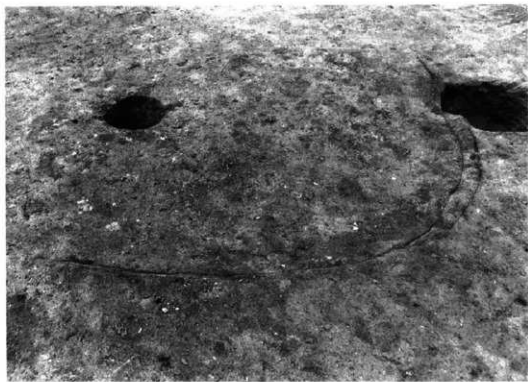
H-33号住居址カマド



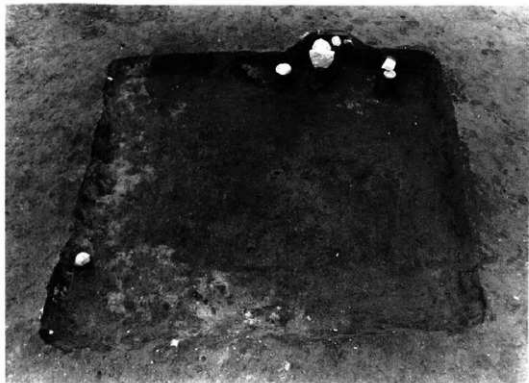
H-33号住居址遺物出土状態



H-34号住居址



H-35号住居址



H-36号住居址



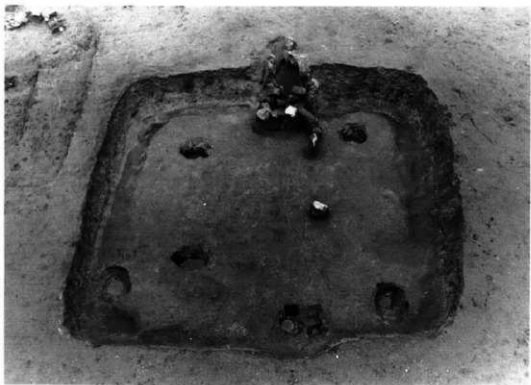
H-36号住居址カマド



H-37号住居址



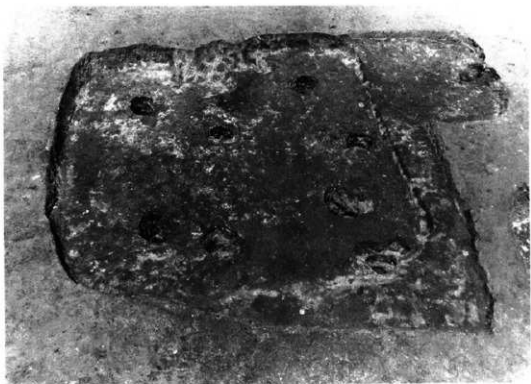
H-37号住居址カマド



H-38号住居址



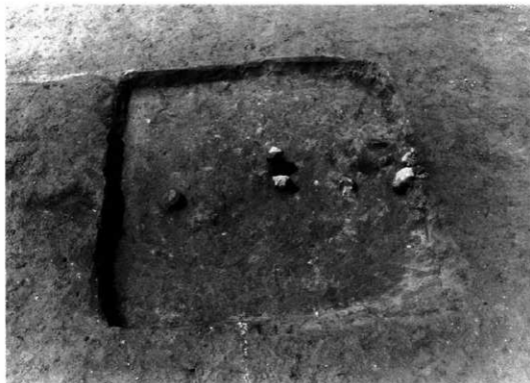
H-38号住居址カマド



H-39号住居址



H-39号住居址カマド



H-40号住居址



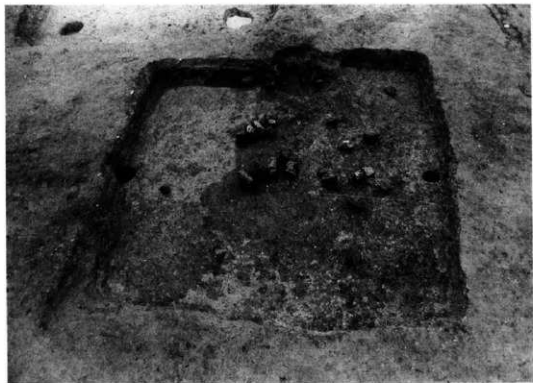
H-40号住居址カマド



H-41号住居址



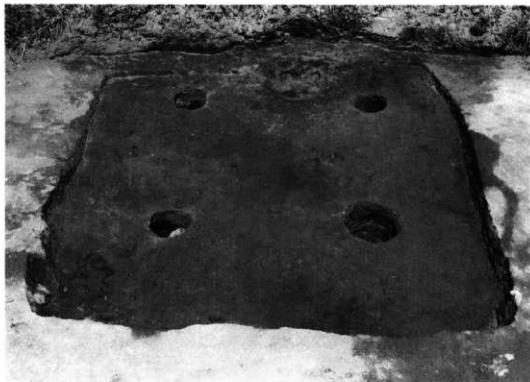
H-41号住居址カマド



H-42号住居址



H-42号住居址カマド



H-43号住居址



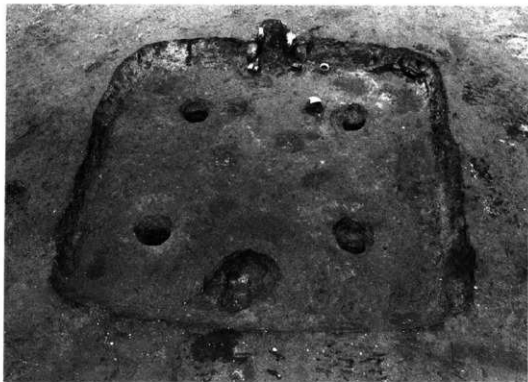
H-43号住居址カマド



H-44号住居址



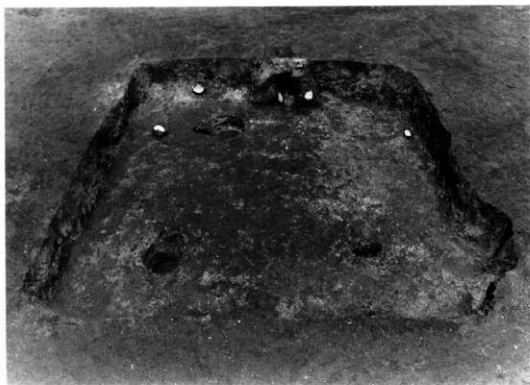
H-44号住居址カマド



H-45号住居址



H-45号住居址カマド



H-46号住居址



H-46号住居址カマド



H-46号住居址カマド